

甲斐市

文化財保存活用地域計画

令和5年度～令和12年度



令和4年 12月
山梨県 甲斐市

はじめに

甲斐市は、山梨県の県庁所在地である甲府市の西に隣接し、自然豊かな地域でありながら、利便性の良さから人口が増加しており、7万6千人あまり、県内では甲府市に次ぐ規模となっております。

本市には、特別名勝及び日本遺産の構成文化財に指定されている「御嶽昇仙峡」や、戦国時代以来の歴史を現代につなぐ「信玄堤」などの歴史文化資産を有しております。

しかし、本市には歴史文化資産は多くないという声が聞かれることがあります。確かに県外や外国から多くの人々が訪れるような観光資源となる歴史文化資産は多くないことは事実ですが、本市域でも人々の足跡は太古から連綿と営まれ、多くの歴史文化資産が存在しており、そのことを市民の皆様知ってもらう機会を提供していくことが必要と考えております。

また、今後、過疎化や人口減少などにより歴史文化資産の滅失・散逸、担い手不足による伝承の断絶など、歴史文化資産を取り巻く環境は厳しさを増していくと思われま

す。こうしたことから、指定・未指定文化財を問わず、幅広く歴史文化資産を将来にわたり、守り、伝え、繋げていき、地域の歴史文化資産の魅力を発信・活用し、地域の活性化や新たな観光資源としてその価値を見出していくことにより、市民の方々が自分たちの住む地域を知り、誇りを持っていただけるようになっていくために、歴史文化資産を生かしたまちづくりのマスタープランでありアクションプランでもある「甲斐市文化財保存活用地域計画」を策定しました。今後は、この計画をもとに行政、市民、関係機関、専門家と協働して歴史文化資産を活かしたまちづくりに取り組んで参ります。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました甲斐市文化財保存活用地域計画協議会の委員の皆様をはじめ、文化庁、山梨県観光文化部の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和4年 月

甲斐市長 保坂 武

目 次

序章	1
第 1 節 甲斐市文化財保存活用地域計画作成の背景と目的	1
第 2 節 用語の定義	2
第 3 節 地域計画の位置付け	3
第 4 節 計画期間	4
第 5 節 作成体制と経緯	4
第 1 章 甲斐市の概要	7
第 1 節 自然的・地理的環境	7
第 2 節 社会的状況	13
第 3 節 歴史的背景	19
第 4 節 歴史文化資産関連施設	27
第 2 章 甲斐市の歴史文化資産の概要	28
第 1 節 指定等文化財の一覧	28
第 2 節 歴史文化資産の概要	30
第 3 節 未指定文化財	36
第 3 章 甲斐市の歴史文化の特徴	39
第 4 章 歴史文化資産の把握調査の現状と課題	44
第 1 節 既存の歴史文化資産の把握調査の概要	44
第 2 節 把握調査の課題	44
第 3 節 歴史文化資産の把握調査実施の方針	45
第 5 章 歴史文化資産の防災・防犯	47
第 1 節 災害の歴史	47
第 2 節 歴史文化資産の防災・防犯に関する現状	48
第 3 節 歴史文化資産の防災・防犯に関する課題	50

第4節 歴史文化資産の防災・防犯に関する方針.....	51
第5節 歴史文化資産の防災・防犯に関する措置.....	52

第6章 歴史文化資産の保存と活用に関する基本理念 ・基本方針と措置..... 53

第1節 保存と活用に向けた基本理念.....	53
第2節 歴史文化資産の保存・活用の現状と課題.....	54
第3節 歴史文化資産の保存・活用の基本方針.....	58
第4節 歴史文化資産の保存・活用に関する措置.....	60

第7章 歴史文化資産の保存・活用の推進体制..... 66

第1節 推進体制.....	66
第2節 市民・専門家・行政の役割.....	68
第3節 計画の進捗管理と自己評価の方法.....	68

資料編..... 70

歴史年表.....	71
国指定文化財一覧表.....	73
県指定文化財一覧表.....	73
市指定文化財一覧表.....	74
国登録文化財一覧表.....	76
山岳地 未指定文化財一覧表.....	77
丘陵地 未指定文化財一覧表.....	83
平地（荒川扇状地）未指定文化財一覧表.....	89
平地（塩川周辺）未指定文化財一覧表.....	91
平地（釜無川扇状地）未指定文化財一覧表.....	92
市（合併前の旧町村含む）刊行物一覧.....	98
本市に係わる山梨県刊行物一覧.....	100
釜無川・荒川に関する水害記録一覧表.....	101

序章

第1節 甲斐市文化財保存活用地域計画作成の背景と目的

近年、全国的にも過疎化や少子高齢化に伴う人口減少が進行しており、生活スタイルの多様化により人々の結びつきや地域交流という意識が薄れつつあります。本市においても少子高齢化や地域交流の意識の薄れから、地域の人々や個人の方々の尽力により守り継がれた歴史や文化が、社会情勢の変化により存続の危機にさらされています。歴史や文化の多くはそれ単体で形成されたものではなく、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、そこで行われる人々の伝統的な活動などと密接に関係している場合がほとんどであり、文化財保護法第2条が示す文化財そのものだけでなく、これまで守り伝えられてきた各地域の「失われたら二度と元には戻らない」歴史文化⁽¹⁾を、次世代にどのように継承していくのが課題となっております。

例えば、10数年前までは“地域の歴史文化について詳しい人”が各地域に存在しました。しかし、現在は高齢化も進み、そのような詳しい人が急激に減っています。地域の“長老”と位置付けられる人々に、“長老”が住む地元の歴史文化について伺った際に、「あの人が詳しくあったけど、亡くなってしまった」「一つ上の世代なら詳しく知っているだろうけど、自分はよくわからない」といった具合に、すでに現在の“長老”クラスの方々にも歴史文化が継承されていないケースが見受けられます。

また、次世代を担う児童生徒に対しても教育普及活動を行っていますが、毎年決まった時期に、学校からの依頼によって行う同じ単元の教育普及活動が主となっています。そのため、単元以外の市域の歴史文化については、教育普及活動を行う機会が限られています。学校以外では、当課生涯学習係が事務局を担うジュニアリーダー及びシニアリーダー⁽²⁾の活動がありますが、文化財係とほとんど連携したことがなく、若年層への教育普及活動は限定的なものとなっています。

しかし、講座等で自治会や学校へ赴き地域の歴史文化の話をすると、「自分が住む地域にこんな歴史があるとは知らなかった」「とても興味深かった」「地元について知らないことが多く、大変面白かった」という感想を、開催後のアンケートをはじめ、市民から直接聞くことが多々あります。こういった感想は世代を問いません。また、好意的な意見を述べた後に、私たちが把握していない地元の歴史文化について教えてくれる市民もいます。つまり、歴史文化に接する機会があれば、地元の歴史文化について興味関心を持ってくれる市民が潜在的に存在することを意味しています。

「甲斐市文化財保存活用地域計画」は、歴史文化の滅失・散逸等の防止を緊急の課題とする一方で、地域の誇りであり、アイデンティティでもある歴史文化を見出し次世代に継承することを主目的とします。次世代に継承するためには、地域社会全体で歴史文化の保存と活用に取り組む必要がありますが、全国に共通する課題である“歴史文化の保存と活用に関する担い手不足に対する課題”と対峙しなければなりません。この課題を克服するためには、甲斐市教育委員会を主体として文化財保護に対する姿勢を積極的に打ち出すとともに、文化財の専門家のみならず市民及び民間企業・NPO団体など、甲斐市に関わる全ての人たちとの連携が必要です。その具体策を示し、目的を達成するためにまとめたものが「甲斐市文化財保存活用地域計画」です。

(1) 歴史文化（「歴史文化基本構想」策定技術指針 p 5 から部分引用）
 歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものである。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、本技術指針でいう文化財の周辺環境のことである。

(2) ジュニアリーダー及びシニアリーダー
 ジュニアリーダーとは、青少年育成甲斐市市民会議（事務局：生涯学習文化課）が、地域や学校でリーダーシップを発揮できる子どもを育成することを目的に、普段の学校生活とは違った異年齢・他地域の友達との様々な体験活動を企画し、活動する組織。対象年齢は小4～高校生。
 シニアリーダーとはジュニアリーダーたちのお兄さん・お姉さんの存在で、ジュニアリーダーの育成や活動の企画、運営を行っている。対象は市内在住の18歳以上の人。

第2節 用語の定義

次世代に継承すべき歴史文化資産が何を示すのか、甲斐市文化財保存活用地域計画（以下、本計画）中で使用する「歴史文化資産」の定義について述べます。文化財保護法で定義されている6類型（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）の文化財、埋蔵文化財、文化財の保存技術以外に、令和3年6月の文化庁の指針⁽³⁾で示されており、6類型以外の文化的所産も文化財と同等に扱うことも有効とされています。したがって、本計画中で使用する「歴史文化資産」が示す範囲は、文化財保護法が対象とする6類型の文化財、埋蔵文化財、文化財の保存技術、それら以外の文化的所産となります。つまり、指定等文化財と未指定文化財が「歴史文化資産」に該当します。

なお、本計画で示す「未指定文化財」とは、6類型に該当する指定等がなされていない文化財と、6類型以外の文化的所産をまとめて「未指定文化財」として扱います。

(3) 令和3年6月文化庁指針 p1
 「必ずしも文化財に該当するものとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である」

表1 本計画で示す歴史文化資産

歴 史 文 化 資 産				
文化財保護法で定められた文化財	有形文化財	指定等文化財	未指定文化財	建造物
				美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）
	無形文化財			演劇、音楽、工芸技術等
	民俗文化財			有形民俗文化財（無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等）
				無形民俗文化財（衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術）
	記念物			遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等）
				名勝地（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等）
	文化的景観			動物、植物、地質鉱物
文化的所産	伝統的建造物群	未指定文化財		地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地（棚田、里山、用水路等）
	埋蔵文化財			宿場町、城下町、農漁村等
	文化財の保存技術			土地に埋蔵されている文化財
				文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等
	生業			かつて行われていた農林業などの生産活動に関わるもの
	昔話			伝承・伝説や、市民個人の思い出など、市域の昔を知ることができる話
	人物の事績			市域に関わる人物が行った事柄
	その他			上記に当てはまらない歴史文化資産

第3節 地域計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第183条の3に規定に基づき、国の通知（平成31年3月29日付・「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の施行について（通知）」）、並びに国の指針（令和3年6月14日付・「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の指定等に関する指針」）に示すマスタープラン及びアクションプランとして作成しました。

また、本計画の作成にあたっては、「山梨県文化財保存活用大綱」、本市まちづくりの上位計画である「第2次甲斐市総合計画後期基本計画」、「第2期甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第2次創甲斐教育推進大綱」と整合性を計りつつ、市の各部署が策定した各種計画等との連携と調整を図っています。

そのなかでも「第2次創甲斐教育推進大綱」に定めた基本理念「甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくり」と本計画との整合・反映が特に重要となります。基本理念は「本市で学び育つ子どもが心身ともに成長し、社会人となり市内外で子育てをし、本市を『ふるさと』として育てていく『人づくり』を目指し」ています。また、基本方針に「ふるさとに誇りや愛着を持ち、活躍できる人材の育成」とあるとおり、「第2次創甲斐教育推進大綱」に関連する本計画も『人づくり』が主要テーマとなります。

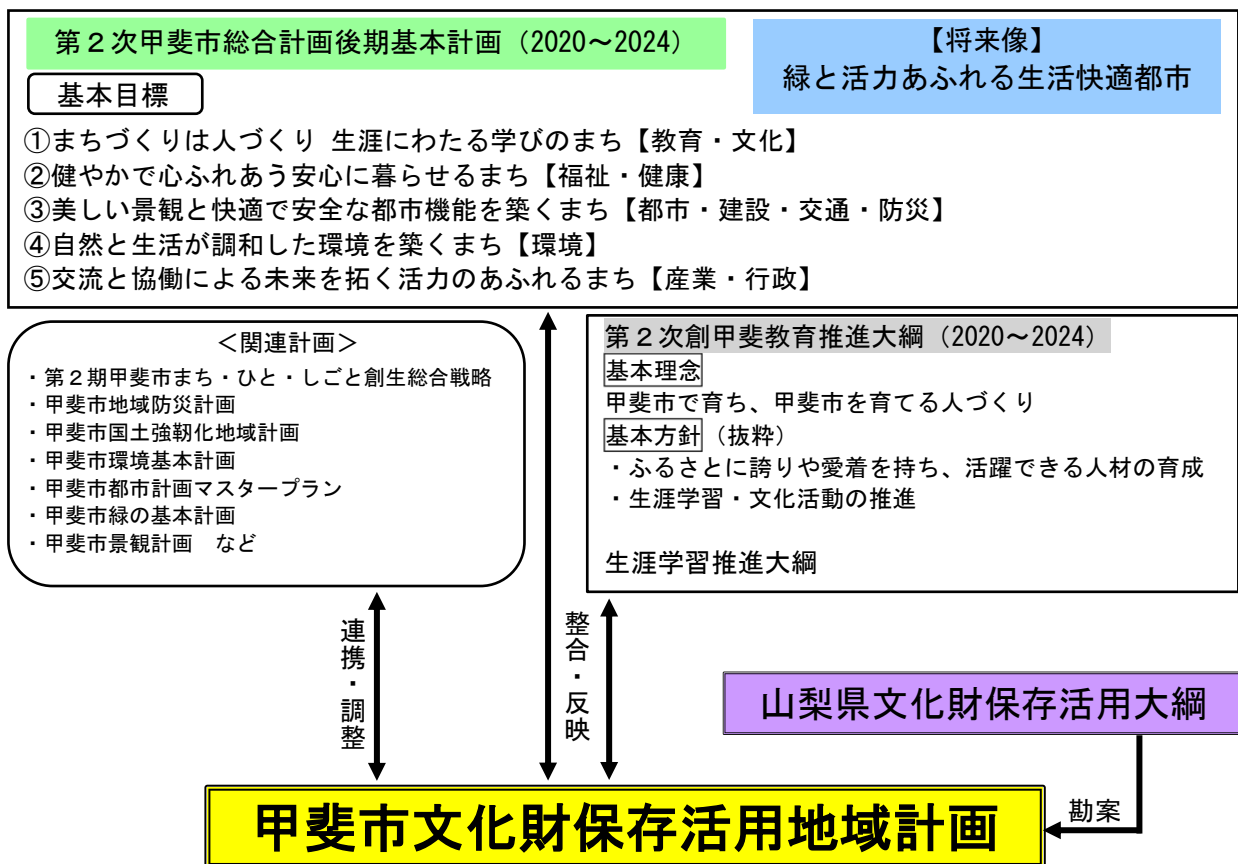


図1 甲斐市文化財保存活用地域計画の位置付け

第4節 計画期間

本計画の計画期間は、次期総合計画の期間と調整を図るため、令和5年度(2023)から令和12年度(2030)の8年間としています。次期総合計画と次期地域計画に1年の差がありますが、これは次期総合計画の内容を鑑みた上で、事業成果の検証・点検を行い、課題を再整理して次期地域計画に反映させるためです。計画期間のうち令和5年度(2023)から令和7年度(2025)の3年間を前期、令和8年度(2026)から令和9年度(2027)までの2年間を中期、令和10年度(2028)から令和12年度(2030)までの3年間を後期と設定し、事業計画の目安とします。

また、本計画の認定後、軽微な変更を行う際には、山梨県を通じ文化庁に報告し、軽微な変更以外の変更が必要となった場合(4)には、計画期間中であっても、変更の認定を文化庁に申請します。

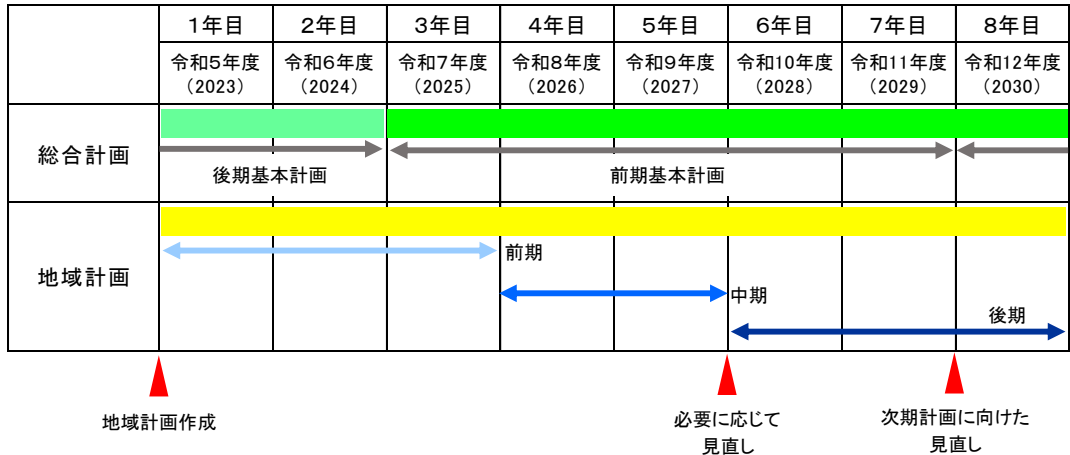


図2 甲斐市文化財保存活用地域計画の計画期間

(4) 令和3年6月文化庁指針が示す変更については、以下のとおり

5. 認定を受けた地域計画の変更、進捗管理・自己評価、認定の取り消し等 ○認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である(法第183条の4)。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外をいう。 ・計画期間の変更 ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更 ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更 (後略) (『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』p11 から一部抜粋)

第5節 作成体制と経緯

本計画は、地域社会全体で文化財の保存と活用に取り組んでいくため、地域関係団体の代表者や公募委員等を迎え、令和3年7月16日に第1回協議会を開催しました。その後、令和4年8月22日までに7回の協議会を開催し(社会情勢により書面開催を含む)、「甲斐市文化財保存活用地域計画(素案)」としてまとめ、令和4年8月22日に甲斐市文化財保護審議会にて諮問・答申を行いました(社会情勢により書面開催)。

序章

また、素案作成中にパブリックコメントを実施し、住民の意見を計画に反映させるよう努めるとともに、適宜文化庁からの指導・助言及び山梨県からの助言を反映させ、甲斐市役所内の関係課との協議もあわせて行いました（表２・３・４）。

表２ 甲斐市文化財保存活用地域計画協議会委員（順不同、敬称略）

氏 名	所 属	備 考
新 津 健	甲斐市文化財保護審議会委員	会長
畑 大 介	甲斐市文化財保護審議会委員	
小 宮 山 謙 二	甲斐市社会教育委員会会長	副会長
片 野 誠 一	甲斐市文化協会会長	
(田 辺 泰 明)	甲斐市自治会連合会会長	
塩 沢 正 行		
中 村 己 喜 雄	甲斐市商工会会長	
橘 田 久 佳	甲斐市商工会観光部会長	
中 野 正 洋	文化財所有者代表	
山 本 育 夫	NPO法人つなぐ	
藤 森 一 浩	公募市民	
山 下 孝 司	公募市民	
青 野 華 子	公募市民	
一 條 宣 好	公募市民	
(河 野 公 紀)	山梨県観光文化部文化振興・文化財課長	
柳 沢 章 司		
(丸 山 英 資)	甲斐市総合戦略部経営戦略課長	
酒 井 厚 志		
(堤 貞 治)	甲斐市産業振興部商工観光課長	
久 保 欽 一		

※氏名欄のうち、() 内は令和３年度の委員氏名

表３ 甲斐市文化財保護審議会（順不同、敬称略）

職 名	氏 名	専 門
会長	坂 本 美 夫	有形文化財（考古資料）・記念物（遺跡）
職務代理	新 津 健	有形文化財（歴史資料）・記念物（名勝地）
委員	(鈴 木 麻 里 子) 丸 尾 依 子	(有形文化財（彫刻・工芸品）) ※令和３年度まで 民俗文化財 ※令和４年度から
委員	畑 大 介	有形文化財（歴史資料）・文化財保存修復
委員	蘆 原 桂	記念物（植物）

表 4 作成の経緯

年度	年 月 日	内 容
令和二年度	令和元年 11 月 28 日 令和2年3月 24 日	甲斐市文化財保護審議会において、甲斐市文化財保存活用地域計画の作成計画について説明
	令和2年度中	町史誌から歴史文化資産に関する記述を収集する基礎資料調査を行う
	令和2年 11 月 10 日	甲斐市文化財保護審議会にて基礎資料調査の途中経過を報告
	令和3年2月 22 日	甲斐市文化財保護審議会にて、基礎資料調査の結果報告
令和三年度	令和3年度中	基礎資料調査の結果に基づき、現地調査 その後、断続的に調査結果の整理分析調査を行う
	令和3年7月 16 日	甲斐市文化財保存活用地域計画協議会委嘱及び第1回甲斐市文化財保存活用地域計画協議会の開催
	令和3年 10 月 18 日	第2回甲斐市文化財保存活用地域計画協議会の開催
	令和3年 10 月 19 日	骨子案について文化庁との第1回協議(オンライン)
	令和3年 11 月 16 日	第3回甲斐市文化財保存活用地域計画協議会の開催
	令和3年 12 月 21 日	第4回甲斐市文化財保存活用地域計画協議会に素案を報告
	令和4年1月 11 日	甲斐市文化財保護審議会に素案を報告
	令和4年1月 18 日	甲斐市議会総務教育常任委員会に素案を報告
	令和4年1月 19 日 ～2月 10 日	パブリックコメントの実施
	令和4年1月 31 日 ～2月 10 日	甲斐市議会・甲斐市教育委員からの意見・提言の提出
	令和4年2月 15 日	第5回甲斐市文化財保存活用地域計画協議会(書面開催)
	令和4年2月 21 日	甲斐市文化財保護審議会に素案を諮問(書面審議)
	令和4年2月 24 日	素案(初稿)について文化庁との第2回協議(オンライン)
	令和4年4月 20 日	第6回甲斐市文化財保存活用地域計画協議会の開催(書面開催)
令和四年度	令和4年5月 19 日	文化庁との第3回協議及び現地視察
	令和4年8月 22 日	第7回甲斐市文化財保存活用地域計画協議会の開催し、文化庁に申請する素案の最終協議(書面開催) 甲斐市文化財保護審議会に諮問・答申(書面開催)

1. 位置・面積

甲斐市は、県都甲府市の西隣に位置し、共に連携し発展してきた中巨摩郡竜王町・同郡敷島町・北巨摩郡双葉町との合併により平成 16 年(2004) 9 月 1 日に誕生しました。北は北杜市、南は中巨摩郡昭和町、東は甲府市、西は韮崎市と南アルプス市が隣接しており、概ね東経 138 度 28 分から 138 度 34 分、北緯 35 度 37 分から 35 度 48 分に位置し、総面積は 71.95 ㎢と、山梨県全体の 1.6% を占めています。また、南北に長い地形(南北約 20 km 東西約 9 km)を成しており、北部は山地で構成され、中部は丘陵地となり、南部は釜無川左岸の平地が広がっています。なお、市名は在住者と出身者から公募した結果、新市名称検討小委員会にて名称候補を「甲斐・峡中・みこま・みつば・みどり野」の 5 点にしぼり、合併協議会にて「甲斐市」が選定されました。

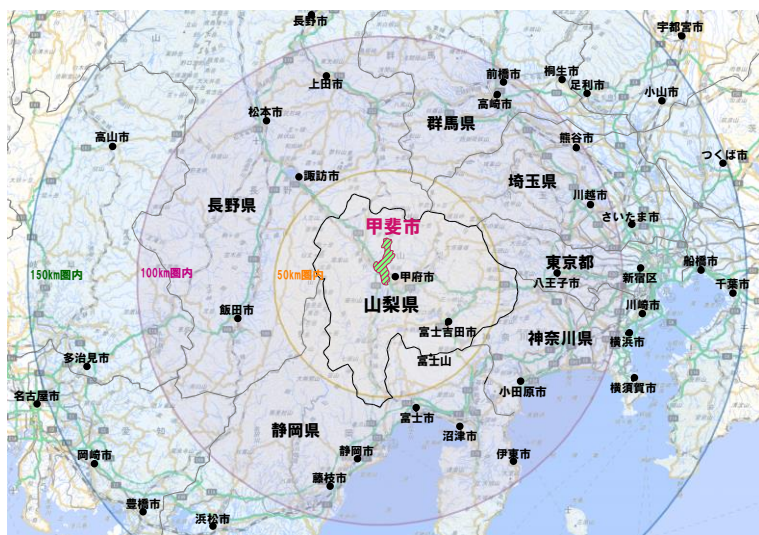


図3 甲斐市の位置



上空から見た甲斐市と周辺（南から撮影／写真中央が釜無川）



図4 甲斐市域図

第1章 甲斐市の概要

2. 地区と大字

令和4年(2022)現在、市内は合併以前の旧町域をもとに3つの地区に区分され、小・中学校区をはじめ自治会連合会などにおいて、地区が用いられています。また、大字は近世の村名が由来となっています。なお、甲斐市役所本庁舎が立地する場所は竜王地区にあります。

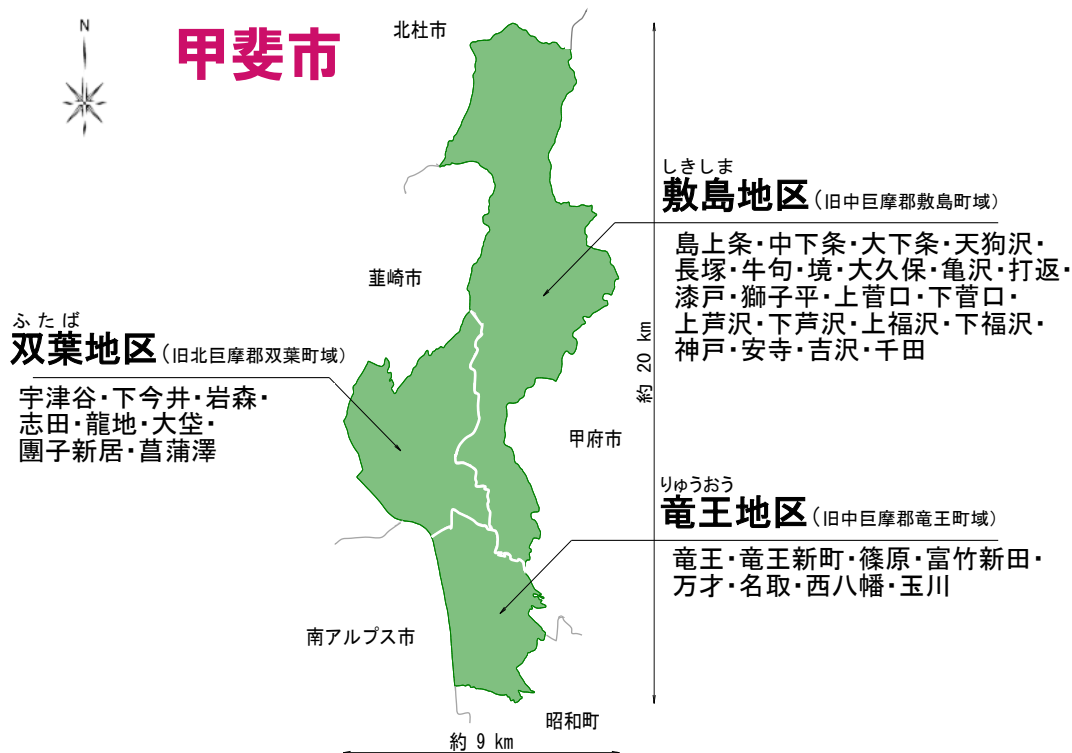


図5 甲斐市の地区と大字

甲斐市 平成16年9月1日誕生																																																																									
中巨摩郡敷島町 昭和29.10.17																中巨摩郡竜王町 昭和31.9.30						北巨摩郡双葉町 昭和30.3.5																																																			
敷島町 昭和21.10.17						睦沢村 明治7.8.30						清川村 明治7.8						吉沢村 明治7.8						竜王村 明治8.10						玉幡村 明治8.6			塩崎村 明治8.6						登美村 明治8.2																																		
敷島村 昭和2.4.1																														松島村 明治8.1															福岡村 明治8.1			豊明村 明治8.1																									
島上条村		中下条村		大下条村																																												天狗沢村		長塚村		牛匂村		境村		大久保村		亀沢村		打返村		漆戸村		獅子平村		上菅口村		下菅口村		上芦沢村		下芦沢村	

図6 甲斐市 誕生までのあゆみ

3. 地形・地質

本市の地形は、山岳地・丘陵地・平地（河原・扇状地）で構成されています。北部は、1,700m 級の茅ヶ岳や曲岳・太刀岡山など、数百万年前から数十万年前の火山活動によって形成された山岳地です。中部は標高 300～500m 付近に赤坂台地などの丘陵地と平地が広がり、南部は甲府盆地の低地にあたる標高 250～300m の扇状地の平地で形成されています。

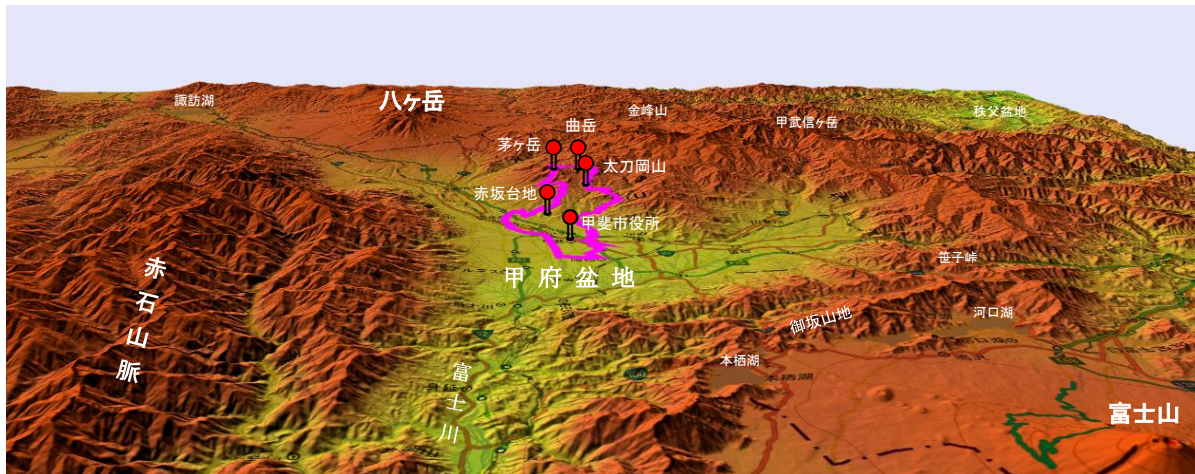


図7 周辺地形図〈出典：国土交通省 国土地理院地図より編集・上が北〉

本市の西側には一級河川 富士川の本流である釜無川が流れ、他市との境界となっています。一方、東側には笛吹川へと合流する荒川が流れ、一部が甲府市との境界となっています。その他の河川は、貢川・塩川・亀沢川・鰻沢川・六反川・東川・坊沢川などがあげられ、河川のほとんどは北から南へと流れています。

本市の地質は、山地や丘陵地を構成している硬い岩盤と、甲府盆地の底部にあたる平地を構成する堆積物の地層が分布しています。岩盤は、火山活動によって地表に噴出された安山岩や火砕流堆積物、御嶽昇仙峡の黒雲母花崗岩のように、マグマが地下深くでゆっくりと冷却固結してできた深成岩が中心となっています。

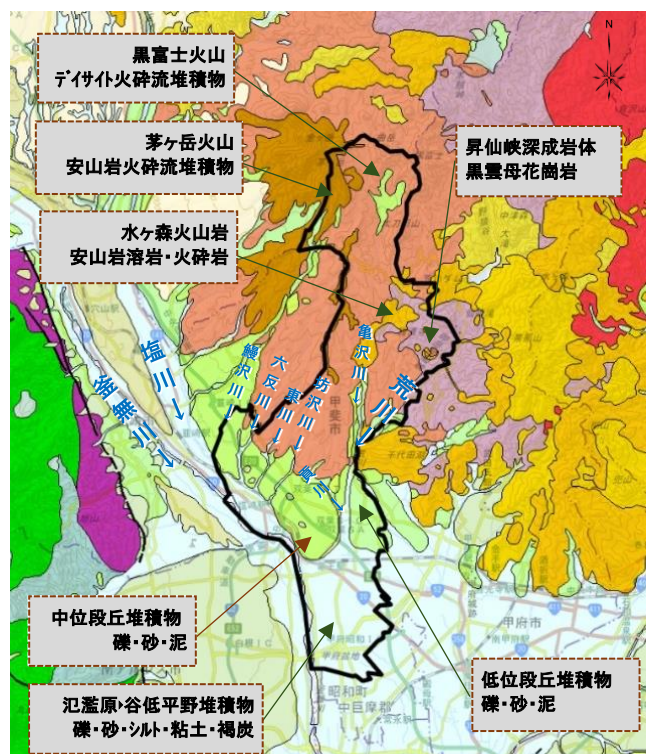


図8 周辺地質図

〈出典：国土交通省 国土地理院地図より編集〉

第1章 甲斐市の概要

4. 自然

茅ヶ岳や秩父多摩甲斐国立公園などのエリアを含む本市は豊かな自然に恵まれ、そこには様々な動植物が生息しています。しかし、これらの動植物には、森林環境の変化等により絶滅のおそれがある種が含まれ、生物の多様性が低下しています。そのため、市民の環境保護意識を高めることを目的として、市民参加型の環境学習イベント「自然観察ツアー」や「自然観察会」を、本市環境課などが実施しています。

北部に広がる山地・丘陵地の森林は、木材生産林としてだけでなく、水源のかん養・山地災害の防止・生物の生息環境保全などの多様な機能を有しています。本市の約4割が森林に被われていますが、その大部分は人の手による植生で占められています。茅ヶ岳東側や曲岳南側の斜面など、山地から丘陵地に移行する地域を中心に人為的に伐採などが行われ、その後に成立している森林が広がっております。また、昇仙峡付近の秩父多摩甲斐国立公園地域内に、天然林のアカマツ群落があります。

昇仙峡付近の秩父多摩甲斐国立公園は、山麓部から山頂部付近まで森林に覆われ、様々な動物にとって格好の生息環境となっています。ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカなどの大型ほ乳類をはじめ、イノシシ、サル、イタチ、ムササビ、ウサギなどが生息しています。

南側には、日本三大急流のひとつである富士川本流の釜無川が流れており、堤沿いの推定樹齢数百年に及ぶケヤキなどの林とともに、自然的な環境及び特色ある水辺景観として保全しています。また、荒川については、河川公園などとして自然環境を維持しており、亀沢川・六反川などについては、市民と連携してホタルの生息環境を保全する活動を行っています。

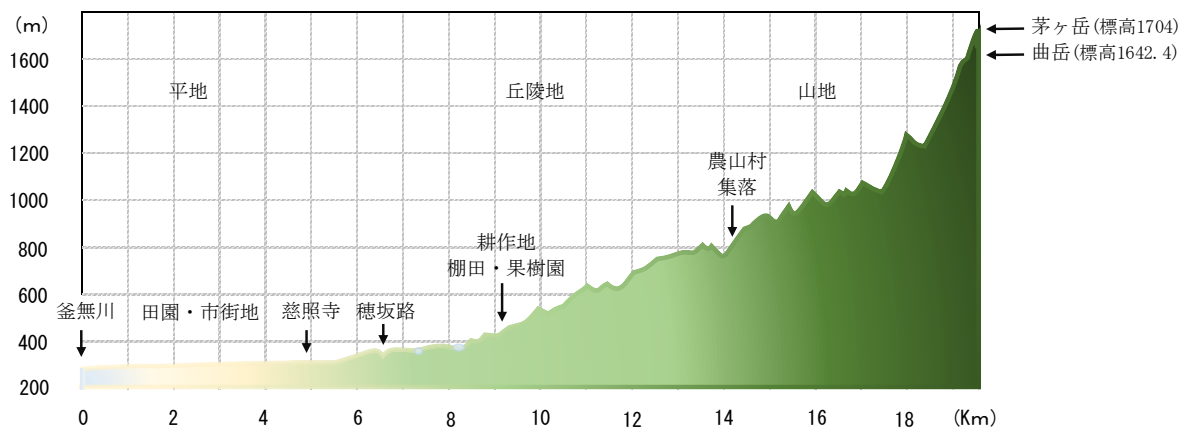


図9 甲斐市の断面模式図
〈出典：国土交通省 国土地理院地図より編集〉

5. 気候

5-1. 気温・降水量

図 10、表 5 に甲府地方気象台（甲府市）で観測された、平成 3 年(1991)～令和 2 年(2020)の 30 年間に於ける月別平均気温、月別平均降水量の推移を示します。甲府地方気象台の立地する甲府市と本市は隣接しているため、観測データは本市と同程度のデータが観測されると推測されることから、甲府地方気象台のデータを参考に考察します。本市の月平均気温は 8 月が最も高く 27.1℃、1 月が最も低く 3.1℃であり、年間を通して寒暖の差が大きいのが特徴です。月平均降水量については、9 月が最も多く 178.7mm であり、平均年間降水量は 1160.7mm となり、全国的に見ると降水量は少ない地域といえます。

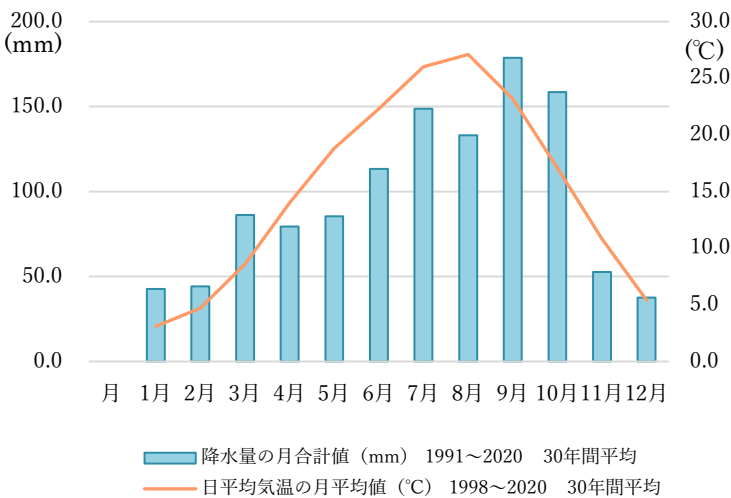


図 10 気温・降水量

〈 出典：気象庁 甲府気象台過去気象データより編集 〉

表 5 気温・降水量

	日平均気温の月平均値 (°C)	降水量の月合計値 (mm)
1月	3.1	42.7
2月	4.7	44.1
3月	8.6	86.2
4月	14.0	79.5
5月	18.8	85.4
6月	22.3	113.4
7月	26.0	148.8
8月	27.1	133.1
9月	23.2	178.7
10月	17.1	158.5
11月	10.8	52.7
12月	5.4	37.6
年	15.1	1160.7

〈 出典：気象庁 甲府気象台
過去気象データより編集 〉

5-2. 日照時間

図 11、表 6 に令和元年(2019)の甲府地方気象台で観測された、月別日照時間と平年値日照時間の推移を示します。本市の月別日照時間は、4 月が最も長く 260.1 時間であり、7 月が最も短く 71.0 時間となります。年間の合計平均日照時間は 2250.3 時間となっており、総務省統計局の『日本統計年鑑 第七十回日本統計年鑑』の、令和元年(2019)の全国平均値 1,990.4 時間より 13.0%高い数値となります。また、合計日照時間の平年値(平成 3 年(1991)～令和 2 年(2020)の 30 年間に於いて算出した累積平均値)と比較すると、令和元年(2019)の合計日照時間は平年値を約 25 時間上回っており、全国の中でも日照時間の長い地域となります。

本市の気候の特性としては、「昼と夜」の気温差が大きいこと、年間の降水量は少なく、年間の日照時間が長いことから内陸性気候といえます。この内陸性気候は「果樹」「野菜」の栽培に適しています。

第1章 甲斐市の概要

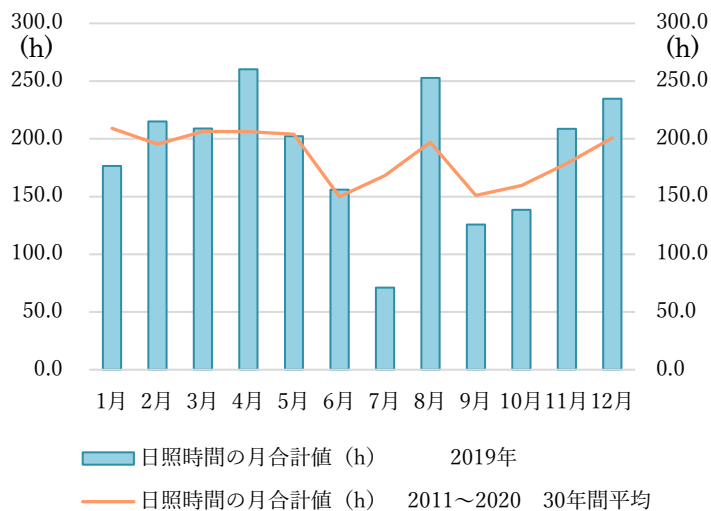


図 11 日照時間
〈出典：気象庁 甲府気象台過去気象データより編集〉

表 6 日照時間

	日照時間の月合計値 (h) 2019年	日照時間の月合計値 (h) 2011～2020 30年間平均
1月	176.4	209.1
2月	215.1	195.4
3月	209.0	206.3
4月	260.1	206.1
5月	202.3	203.9
6月	156.0	149.9
7月	71.0	168.2
8月	252.8	197.0
9月	125.7	150.9
10月	138.6	159.6
11月	208.6	178.6
12月	234.7	200.9
年	2250.3	2225.9

〈出典：気象庁 甲府気象台
過去気象データより編集〉

第2節 社会的状況

1. 人口の状況

平成 16 年(2004) 9 月に中巨摩郡竜王町・同郡敷島町・北巨摩郡双葉町が合併し誕生した甲斐市は、合併当初の人口は約 7 万 4 千人でした。現在、山梨県の中では甲府市に続いて 2 番目に人口が多い市となり、令和 4 年(2022) 6 月現在では、約 7 万 6 千人と微少ながら増加傾向となっています。全国的に人口減少が進む中で、人口が増加している要因としては、県庁所在地である甲府市に隣接していることや、双葉地区拠点工業団地の拡張、山梨県住宅供給公社による大規模開発に伴い住宅地としての利便性が向上したことが考えられています。現在は人口増加の伸び率が、鈍化しており地区によっては人口の減少が見られます。市の人口ビジョンでは、令和 27 年(2045)の推定総人口(社人研推計)は、66,000 人前後と考えられており、また、市独自の将来人口の推計では、63,288 人という数値となっています。

併せて、平成 29 年(2017)～令和 3 年(2021)までの年齢別人口の比較表(図 13)を見ると、総人口は微増していますが、0～14 歳の人口は減少しています。図 13

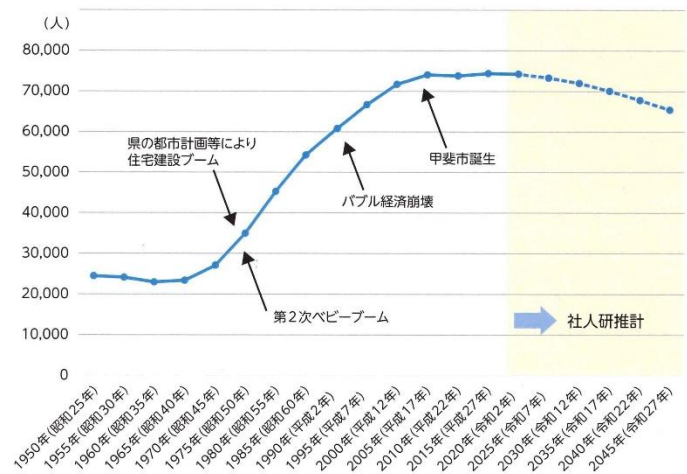


図 12 甲斐市 総人口の推移
〈出典：『甲斐市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン』から転載〉

からは少子高齢化が徐々に進んでいることが読み取れ、将来的には人口減少が進むことが懸念されています。

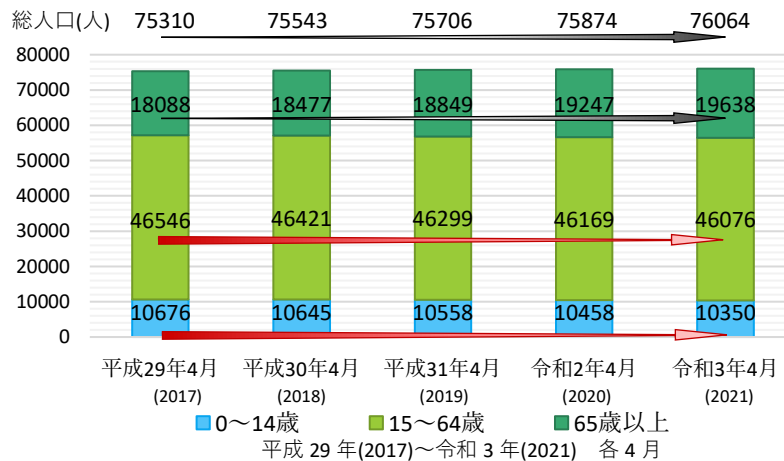


図 13 年齢別人口の比較
〈出典：『甲斐市地区別年齢人口集計表』〉

2. 産業

本市の農業は、豊かな森林資源や自然景観を有する北部の山間地域では棚田を利用した稲作のほか、果樹栽培や畜産業が行われています。緩やかな斜面上に位置する中部地域では稲作・畑作のほか果樹栽培が行われ、住宅地と農地が混在する平坦な南部地域では稲作が農業の中心となっています。

「フルーツ王国やまなし」の一員である本市の果樹栽培は、「さくらんぼ」「もも」「ぶどう」を中心に栽培されており、初夏から秋にかけて盛況を迎えます。野菜では特産のサトイモのほか、市のブランドとして「甲斐のぎゅぎゅっとねぎ」「赤坂とまと」などの栽培が行われています。なかでも西八幡地区で栽培されるサトイモを「やはたいも」と呼び、今では甲斐市のブランド野菜として県外にも出荷しています。

工業や商業においては、国道 20 号(甲府バイパス)や国道 52 号および、主要地方道の甲府韮崎線や甲府南アルプス線などの街道沿いを中心に商工業地が立地し、地場産業としては宝飾加工や販売店などに携わる産業が多く存在しています。

近年では、釜無川の伏流水から汲み上げられた、ミネラル豊富なミネラルウォーター「龍王源水」や、バイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギー強化のバイオマス産業推進など、地方公共団体と民間企業が協力して地域活性化や持続可能なまちづくりを目指しています。



棚田



やはたいも

第1章 甲斐市の概要

3. 土地利用

本市の土地利用は、図 14 が示すとおり、森林が 43.8%、次いで宅地が 14.9%、農用地が 13.4% となります。山梨県全体と比較すると森林面積の割合が低く、農用地、道路、宅地の割合が比較的に高くなっています。



図 14 土地利用状況

〈出典：甲斐市第1次甲斐市総合計画（後期基本計画）から転載〉

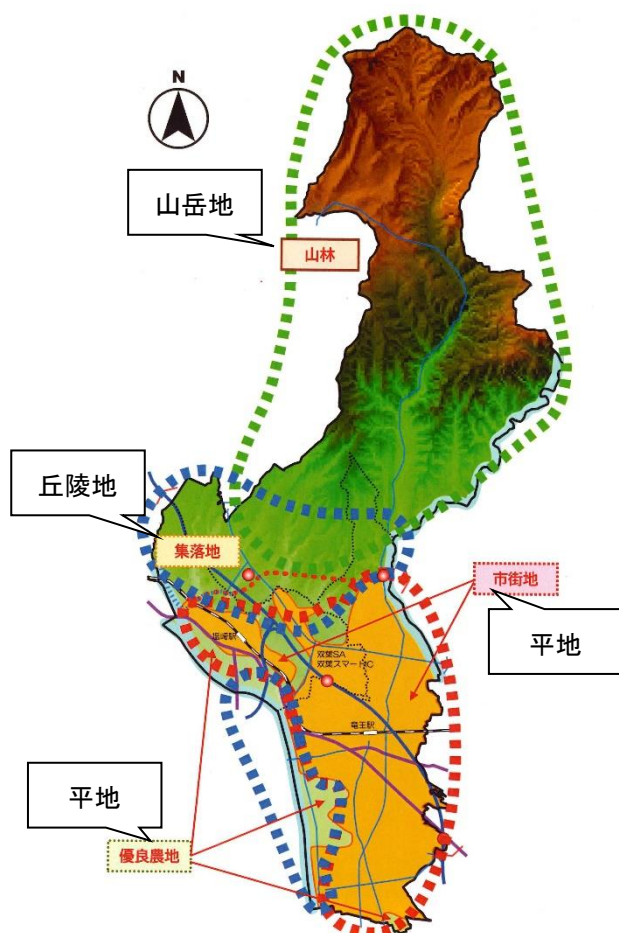


図 15 都市構造（空間構成）

〈出典：『甲斐市都市計画マスタープラン』から転載し一部加筆〉

図 15 は『甲斐市都市計画マスタープラン』において、土地利用の観点から市域を分類した図です。この図をみると、北部は山林として利用され、中部は住宅と農地が混在した集落地です。中部と南部は市街地、南部の一部に優良農地（市街地及び集落地の後背に分布するまとまりのある農地）として利用されていることがわかります。

市街地が形成されているのは、主に中部の一部と南部に位置する平地ですが、これはこの地域のほとんどが市街化区域であるためです。

第1節（p 10 参照）で触れた本市を構成する3つの地形を図 15 にあてはめると、「山林＝山岳地」、「集落地＝丘陵地」、「市街地・優良農地＝平地（河原・扇状地）」となり、地形によって土地利用が異なっていることがわかります。

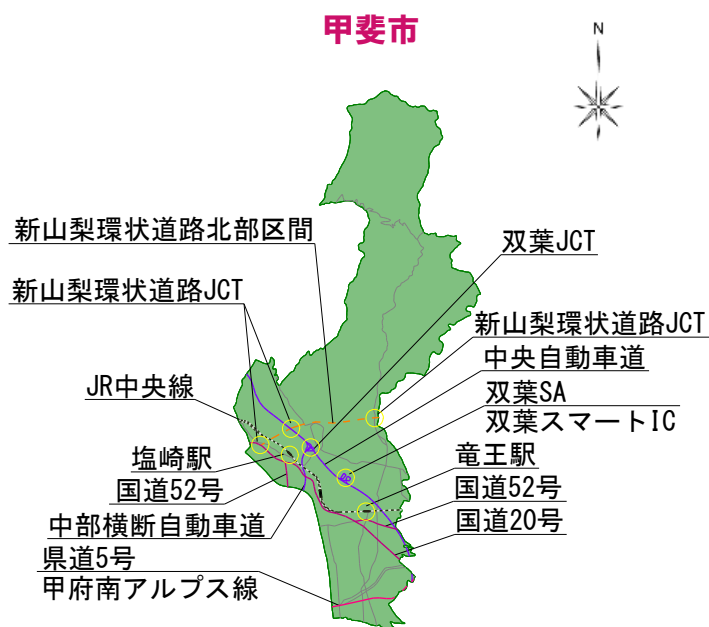
4. 交通

鉄道はJR中央本線が市内を東西に横断し、竜王駅と塩崎駅の2駅が設置され、市内外の人々に利用されています。また、竜王駅は山梨県唯一の貨物取扱駅となっているほか、石油タンク貯蔵設備もあり、経済活動を支える駅としても機能しています。

自動車道は中央自動車道、中部横断自動車道が市域を通っています。社会実験を経て、平成21年（2009）に双葉サービスエリアにスマートインターチェンジが共用開始され、高速道路が利用しやすくなりました。中部横断自動車道は令和3年（2021）8月29日に山梨（双葉ジャンクション）～静岡（新清水ジャンクション）間が全線開通しました。市内に立地する双葉ジャンクションは中央自動車道と接続していることから、静岡方面のみならず東西物流の要所として機能しています。また、全線開通によって山梨県庁から静岡県庁までの所要時間が、従来の2時間45分から1時間40分となり、静岡県へのアクセスが格段に向上しました※。

バスは県内大手バス会社の路線が市内を走っているほか、甲斐市民バスが市内6路線で運行しています。JR竜王駅は高速バスの停留所にもなっており、東京のほか、京都や大阪への定期運航が行われ、首都圏や京阪地区との接続が可能となっています。

※国交省 甲府河川国道事務所ウェブサイトによる



竜王駅



双葉スマート IC

図 16 市内主要交通網

第1章 甲斐市の概要

5. 観光

5-1. 市内の主な観光地

豊かな緑に恵まれた美しい自然が多く残る山岳地、恵まれた気候や地形により農産物を育む丘陵地、釜無川（富士川）・荒川・塩川のほとりに立地する平地に分かれており、地域ごとに様々な観光を楽しむことができます。

◆山岳地（市北部）

国の特別名勝に指定され、日本遺産に認定されている御嶽昇仙峽^{みたけしょうせんきょう}を代表に、茅ヶ岳^{かやがたけ}・太刀岡山^{たちおかやま}・羅漢寺山^{まがりたけ}・曲岳^{まがりたけ}・黒富士といった山梨百名山にアクセスすることができます。新緑から紅葉シーズンには多くの登山者で賑わい、四季折々に美しい表情を見せる自然と出会え、山歩きの醍醐味を味わうことができます。また、羅漢寺山の西方（昇仙峽の西側）には「甲斐市ふる里自然観察路」が設けられており、白砂山や太刀の抜き石（岩）など、変化に富んだ自然を観察することができます。ほかに、市内で最も広い棚田である御領^{ごりょう}（霊）の棚田では、田植え後の棚田を利用したろうそく祭りが行われ、市内外から多くの人が訪れています。

◆丘陵地（市中部の一部）

甲府盆地は日照時間が長く「昼と夜」の気温差が大きいことから、農産物の栽培に恵まれた環境です。茅ヶ岳南麓や赤坂台地では、ぶどう・もも・さくらんぼ・うめなど、多くの果樹栽培が行われています。ほかに、市のブランド野菜である「甲斐のぎゅぎゅっとねぎ」「赤坂とまと」の生産もこの丘陵地で行われており、市内の農産物直売所などに並んでいます。また、大正時代末期から昭和にかけて養蚕が盛んであったため、当時の面影を残す桑畑を利用した、桑の実摘み観光事業や、桑の葉茶・桑の実ジャム・桑の葉パウダーなどの生産が行われています。

◆平地（市中部の一部、市南部）

釜無川周辺の平地では、戦国時代を代表する治水土木施設「信玄堤」^{しんげんづつみ}沿いで、甲府盆地に春を告げる水防祈願祭「おみゆきさん」のほか、サクラのライトアップが開催され多くの見学者が訪れています。秋には、郷土が生んだ江戸時代の学者「山県大弐」^{やまがただいに}の遺徳を偲ぶ「大弐学問祭」が開催され、学問成就祈願などが行われています。

5-2. 観光客数

山梨県が集計している「山梨県観光入込客統計調査結果」によると、本市を観光で訪れる人の数は、平成27年から令和2年まで過去6年間の平均で約47万6千人です。図17は、本市が隣接している甲府市・南アルプス市・韮崎市・北杜市の観光入込客の統計と比較したものです。過去6年間でさかのぼってみても、甲府市と北杜市の観光客数が群を抜いていることが明らかで、甲斐市や南アルプス市・韮崎市の観光客数とは大きな差が生じています。つまり、本市は甲府市や北杜市と比較すると、観光目的で訪れる人々が圧倒的に少ないことが見て取ることができます。

図18は本市を訪れた観光客の月別の推移です。平成27年・28年の10月の観光客数が目立つ

以外は、ほぼ横ばいとなっています。

なお、令和2年の観光客数が落ち込んでいるのは、新型コロナウイルスが世界中にまん延し、緊急事態宣言が発令されるなど、人の動きに大きな影響が生じた結果です。

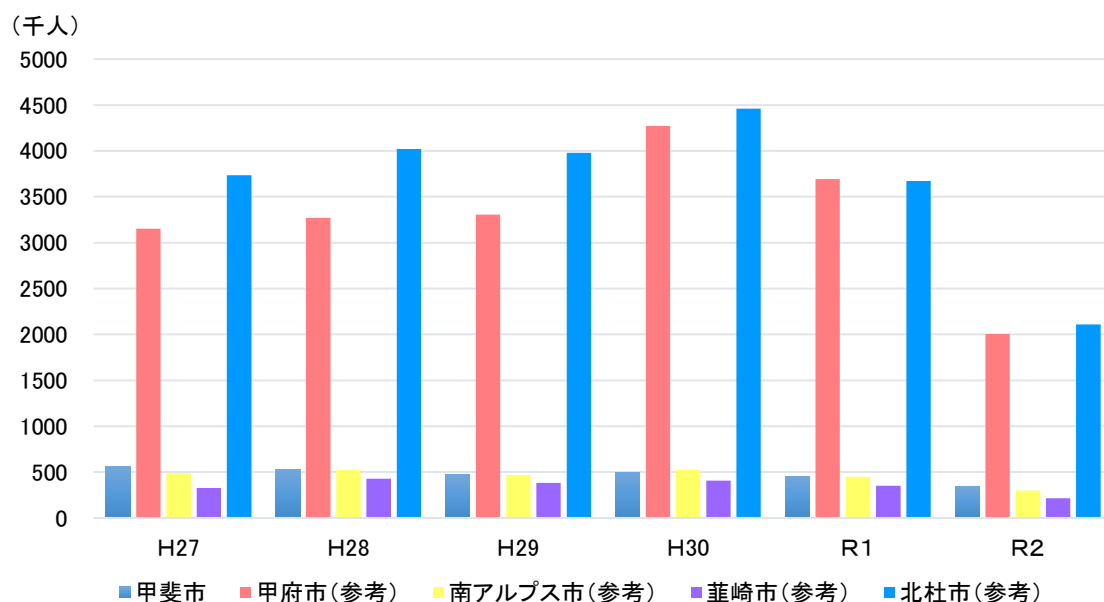


図17 観光入込客数の推移

〈出典：山梨県ウェブサイト 山梨県観光入込客統計調査結果より部分引用〉

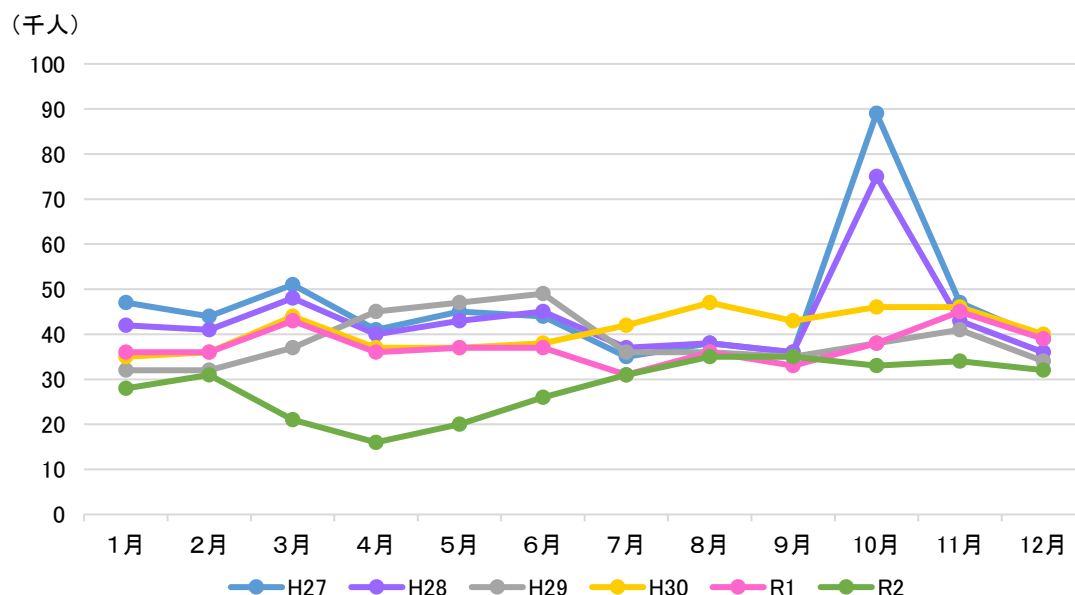


図18 甲斐市 観光入込客数(月別)の推移(1000人以下は切り捨て)

〈出典：山梨県ウェブサイト 山梨県観光入込客統計調査結果より部分引用〉

第1章 甲斐市の概要

第3節 歴史的背景

1. 歴史概況

1-1. 原始（2万数千年前頃から3世紀後半）

数百万～数十万年前に茅ヶ岳火山によってつくられた茅ヶ岳の南麓では、市内で最も古い人間活動の痕跡がみつかっています。それは、**唐松遺跡**で出土した**ナイフ形石器**、赤坂ソフトパーク建設に伴う試掘調査で発見された黒曜石製の縦長剥片です。後者は調整痕から、およそ2万数千年前の旧石器時代後期前半の石器と考えられています。また、黒曜石は透明で不純物が含まれていないことから、長野県和田峠産の黒曜石とみられています。

縄文時代に入ると、荒川扇状地および茅ヶ岳南麓で、多くの縄文人の活動痕跡を追いかけることができます。島上条の**石原田遺跡**では、**縄文時代草期（今から約8,000年前）のミニチュア土器**（手のひらにのるくらい小さな土器）が出土しており、この土器は現在のところ山梨県最古のミニチュア土器とされています。石原田遺跡の立地する荒川扇状地では縄文時代前期後半から中期後半にかけて、人々の生活痕跡をたどることができ、この地域独自の文様を持つ土器に加え、関東地方や中部高地の施文を持つ土器が出土し、他の地域からの影響も受けていることが看取できます。

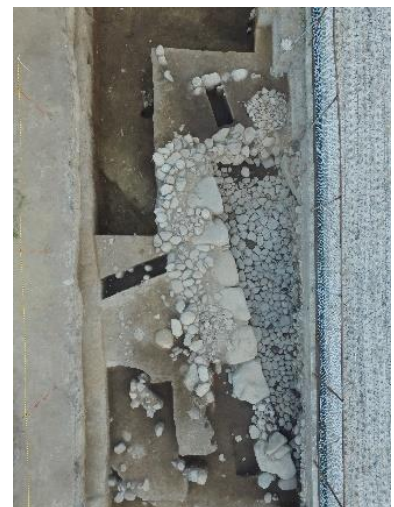
甲斐市には、山梨県を代表する弥生時代の遺跡である**金の尾遺跡**があります。水田跡こそ発見されていないものの、集落と墓域が溝で分けられていたことが明らかになっており、弥生人の生活と葬送儀礼に対する考え方を知ることができます。加えて、金の尾遺跡から出土する土器は、長野県域の影響を受けた土器、静岡県域の影響を受けた土器、それら2つを折衷した土器の3種に分類されています。これは、それぞれの文化が他地域から入ってきたこと示しており、土器や遺構の様相から**広域交流の最前線**であるという専門家の声もあります。



金の尾遺跡出土土器

1-2. 古代（4世紀から12世紀中頃）

甲府盆地の南側では、古墳時代の初め頃から大きな古墳が造られていました。一方、甲斐市の属する盆地北部では、甲府市湯村の万寿森古墳（6世紀半ば）を先駆けに、徐々に荒川扇状地に古墳を造る文化が拡大してきました。境の**大塚古墳**（6世紀後半）、島上条の**大庭無名墳**（6世紀後半から7世紀初頭）がこれに該当します。大庭無名墳は、石室の基底部しか残っていませんでしたが、**礫床**からは馬具や水晶製切子玉をはじめとした、非常に豊富な遺物が出土しています。古墳は徐々に赤坂台地へと分布域が移っていき、7世紀初めに**赤坂台古墳群**を形成し、7世紀半ばに造られた竜王2号墳で終焉を迎えます。



大庭無名墳

荒川扇状地や赤坂台地に古墳が造られていた頃、中央では仏教が受容されており、飛鳥文化・白鳳文化が花開いていました。ちょうど、古墳から寺院への転換期となる時期です。そして7世後半、天狗沢の地に朝鮮半島からもたらされた最新技術によって、**天狗沢瓦窯跡**が造られました。当時は瓦葺きの建物は寺院か役所に限られていたため、天狗沢瓦窯跡で造られた瓦の供給先が判明すれば、付近に豪族の私寺があるのか、古代巨摩郡の役所があるのかが明らかとなります。しかし、現在でも供給先が見つかっておらず、大きな謎となっています。



天狗沢瓦窯跡

平安時代は甲斐国で作られた土師器である**甲斐型土器**の全盛時代です。この土器は、ヘラなどで暗文（うっすらとした文様）を施した赤褐色の土師器です。甲斐国に属していた市内の遺跡はもちろんのこと、相模国や駿河国をはじめとした近隣諸国でも出土しています。また、平城京でも甲斐型土器が出土しており、目に見えて他地域との交流が拡大していることが伺えます。仏教も徐々に民衆に浸透し、**松ノ尾遺跡**の住居跡からは**小型金銅仏（銅造仏形坐像）**が2体出土しています。

1-3. 中世（12世紀末頃から16世紀中頃）

鎌倉時代、島上条周辺は京都市西京区にある**松尾大社の荘園・志麻荘**があった地域です。中下条の**松尾神社**は、その名称から松尾大社の分社と考えられており、周辺の小字に松ノ尾の名称が残っています。

室町時代に入ると、茅ヶ岳南麓の志田では**鋳物師**が活動をはじめます。諏訪市の諏訪神社上社別当神宮寺（現 法華寺）五重塔鉄露盤に志田鋳物師の名があり、志田鋳物師を語る上で欠かせない資料となっています。また、その作風から**久遠寺（南巨摩郡身延町）**や**広厳院（笛吹市）**の鐘も志田鋳物師が作ったと考えられています。文安5年（1448）に鋳造された**向嶽寺（甲州市）**の鐘には「宇津屋満吉」という志田に隣接する宇津谷の職人の名が見え、作風と時期によって**志田鋳物師**と**宇津谷鋳物師**の2系統が存在したと考えられています。しかし、両集団とも中世後期になると忽然と姿を消してしまいます。

永正18年（1521）武田信虎によって甲斐国が統一され、市域も武田氏の支配下に置かれます。武田晴信（信玄）に代替わり後、永禄3年（1560）までに戦国時代の治水施策の代表例とされる**竜王信玄堤（竜王之川除）**が築かれました。この堤防が築かれたことによって、釜無川の流路の一つがせき止められました。築堤当時の竜王信玄堤の姿は不明ですが、



信玄堤絵図（保坂家文書）

江戸時代初期に描かれた絵図の写しなどから考察すると、現在の信玄橋付近までだろうと考えら

第1章 甲斐市の概要

れています。しかし、築堤時期や工事内容に関わる一次史料が見つかっていないため、どのような工事が行われたのかははっきりしていません。なお、信玄堤という名称は戦国時代にはなく、江戸時代に釜無川周辺の堤防群を指す呼称として使用されていました。

また、近年は毎年のように全国各地で水害が多発している状況から、竜王信玄堤下流などに設けられていた不連続堤である霞堤（雁行堤）の工法に注目が集まり、“流域治水※が議論されています。

※流域全体で水害を軽減させる治水対策（国土交通省ウェブサイト「流域治水プロジェクト」から引用）

1-4. 近世（16世紀後半から19世紀中頃）

武田氏が滅ぶと豊臣大名が甲斐国を支配し、やがて江戸幕府が甲府城を拠点に甲斐国を領有します。近世前期までは甲府藩や谷村藩などが置かれていましたが、その後甲斐国は幕領となります。そのうち、市域の一部は御三卿の一橋領として、宇津谷村に一時期陣屋がおかれていたといえます。

次に、近世の村について述べます。考古学的に中世後期から集村化の傾向が見られることが知られており、近世になると集落立地が戦前までの旧村の位置と重なります。そのため、狭く入り組んだ道が多い旧村は、近世村落の名残を良好に留めているといえます。特に山岳地は、宅地開発の手が入りにくいこともあってか、市内の旧村の中でも良好に旧態を留めています。

旧村内や甲州道中などの街道沿いには、人々の信仰や交流を物語る石造物が多く残されています。道祖神をはじめ、秋葉山灯籠、石尊^{せきそん}、蚕影山^{こかげさん}などの石造物は、市域に普遍的にみられます。中には「ねずみよけ」の文字と猫を陰刻した石造物、出羽三山（山形県）を記した石造物、三峯神社（埼玉県）、金刀比羅宮（香川県）など、現在の市域では珍しいと感じる信仰に伴う石造物も点在します。

祭礼に関しては、甲府道祖神祭がたびたび禁止された影響からか、街道筋の地域では小正月行事が行われなかったという特徴があります。その一方で、街道から離れた場所では、どんどん焼きをはじめとした小正月行事が現在でも行われており、市内でも文化伝承に差異が生じていることも特徴です。また、この頃の市域の特色ある産業として、甲州煙草（竜王煙草）や山岳地の^{やまがただい}杣^にがあげられます。



ねずみよけ石造物

1-5. 近現代（19世紀後半から現在）

明治時代に入ると、本市篠原出身とされる山県大弐^{やまがただい に}が勤王家として評価されはじめます。大弐に関する著作も出版され、大正10年（1921）には出生地とされる篠原に山縣神社が創建されました。戦前は武田信玄とならぶ山梨県の2大英雄として捉えられていたと思われ、小学校講堂の古写真には「忠孝」の額の両脇に、信玄と大弐の画像が掲げられている写真も存在します。また、国定教科書から山県大弐の名前が削除されることになった際、松島村出身の歌人であり国家主義

者の三井^{こうし}甲之が「山県大弐抹殺事件」と称して、大きく抗議を行いました。

第二次大戦中は現在の県立農林高等学校付近に、山梨在郷軍人航空研究会によって^{たまはた}玉幡飛行場が造られ、その後陸軍の飛行場となりました。飛行場を造る際に赤坂台地のロームを使用したという伝承があり、現在の県道甲斐中央線は飛行場建設のために造られた道といわれています。また、大久保には防空壕がつくられ、玉幡飛行場の精密機械を運び込んだとの伝承もあるため、市内には戦争遺跡も存在しています。



山県大弐 肖像

戦後、皇国史観が薄まったことによって、山県大弐の存在は徐々に忘れ去られていきました。昭和の終わり頃、自治会と行政が主導となって大弐学問祭りが催されました。『^{りゅうしんろん}柳子新論』に代表される多くの著書があり様々な学問を学んだ大弐の事績から「学問の神」として再評価され、現在に至っています。時代によって評価が異なることも、山県大弐の特徴といえます。

また、古くから甲府盆地に住む人々を悩ませていた日本住血吸虫病（地方病）が、明治 17 年（1884）東山梨郡春日居村（現 笛吹市）からの訴えで、県病院が初めて医学的調査を行いました。地方病がいつから存在するのかは不明ですが、江戸時代初期に書かれた『甲陽軍鑑』に、小幡豊後守の病状が地方病を彷彿とさせる記述あることが知られています。この病気は、寄生虫が引き起こす病気で、甲府盆地一帯、広島県福山市の片山地区、九州の筑後川流域など、ごく限られた地域のみに存在していたため、地方病と呼ばれていました。特に甲府盆地は日本国内最大の流行地帯で、本市でもほぼ全域で多くの罹患者を出していました。明治 17 年の調査依頼から、多くの研究者による調査研究や官民一体となった予防の結果、115 年後の平成 8 年（1996）、山梨県が地方病の終息宣言を発表しました。

2. 産業と交通の歴史

2-1. 古代（4 世紀から 12 世紀中頃）

荒川扇状地の^{みたけだ}御岳田遺跡・^{まっぼう}末法遺跡からは、水晶製丸玉未製品と水晶原石、緑色凝灰岩製の^{くだたま}管玉未製品や製作時に生じたチップが出土しています。注目点は完成された製品ではなく、未製品ということです。加工途中の石材が出土しているということは、付近に玉造^{たまつくり}に関わる人々（職人）が住んでいたことが想起でき、甲斐市最古の産業は現代でいうところの宝飾加工にあたる可能性があります。また、近年の研究で、山梨県産の水晶が県外の遺跡で出土していることが解明されはじめており、古代の水晶流通についても注目されています。なお、現在までに古墳時代の玉類の未製品が出土しているのは、県内では甲斐市以外にありません。

切子玉とトンボ玉
(大庭遺跡の大庭無名墳)

平安時代、茅ヶ岳南麓の丘陵地のほとんどが、甲斐の御牧の一つである^{ほさかのまき}穂坂牧（≒牧場）の推

第1章 甲斐市の概要

定地に該当します。穂坂牧で生産された馬は毎年 30 頭前後が都まで引かれていき、都では競馬^{くらべうま}にも良馬として登場しています。また、穂坂牧は歌枕にもなっていることから、京都に住む人々が穂坂牧を名馬の産地として認識していたことを示しています。都に馬を進上する際に通ったルートは明らかになっていませんが、天平 10 年（738）の「駿河国正税帳^{しやうぜい}」には、甲斐国から都に馬を進上する人と甲斐国へ帰国する防人らが、駿河国を通過している記録があります。この史料から、8 世紀前半の段階では、東海道を経て都に向かっていた可能性が想定されています。

2-2. 中世（12 世紀末頃から 16 世紀中頃）

中世になると茅ヶ岳南麓エリア、塩川沿いに立地する志田・宇津谷の鑄物師が登場することは、先ほど述べたとおりです。現在、宇津谷字金剛地には^{かいご}轡^ふをご神体とした金山神社が鎮座し、鍛冶職人の子孫とされる人々が祭祀（^{こんごうち}金剛地金山神社祭典）を行っています。しかし、具体的な鑄物師の活動実態は不明なままです。なお、穂坂路^{ほさかじ}や逸見路^{えみじ}は中世には利用されていたと考えられていますが、その証左は見つかっていません。



金剛地金山神社祭典

この頃、山岳信仰と密教が融合した修験道は金峰山^{きんぷさん}でも行われていました。伝承によれば、吉野金峯山^{きんぷせん}から蔵王権現を勧請したことが金峰山修験^{きんぷさんしゆげん}の始まりとされています。中世には、金峰山や金桜神社への参詣路である御嶽道^{みたけみち}があったと想定されており、稜線上の道である現在の^{じやうどう}上道の起点に、鎌倉時代の特徴を持つ石鳥居が建っていたと考えられます。この鳥居は金峰山へ向かう最初の鳥居（一の鳥居）とされ、現在は「旧金桜神社石鳥居^{かなざくら}」として、敷島総合運動公園内に移築復元されています。

2-3. 近世（16 世紀後半から 19 世紀中頃）

甲府城築城に際して山岳地エリアに住む^{いす}杣^{いす}（林業従事者）が御用杣として活躍しました。いわゆる北山筋十二ヶ村に住む人々です。古文書を紐解くと、豊臣秀吉の小田原攻めや朝鮮出兵、関ヶ原の戦い、佐渡金山や木曾などでの材木伐採活動などが記され、諸役免許の由緒として伝承されていることがわかります。しかし、現状では甲府城築城工事への動員と上記の伝承以外、杣の具体的な活動実態についてはほとんどわかっていません。

江戸時代を通して、甲斐国は煙草の名産地でした。本市周辺で作られていた龍王煙草は、江戸時代前期頃には『本朝食鑑^{ほんちようしよつかん}』や『和漢三才図会^{わかんさんさいずえ}』に甲州煙草の名産地として記されており、甲府から江戸への手土産として、甲州煙草が名産化していった時期です。その後、江戸時代中期に書かれた『裏見寒話』には「国中第一」、江戸時代後期に書かれた『甲斐国志』には「甲州煙草第一品」などと記され、江戸時代を通して



龍王煙草

〈出典：甲州文庫アーカイブ〉

煙草が名産だったことがわかります。さらに、江戸時代後期から明治初年にかけて急速に生産が発展していき、『明治七年府県物産表』では、煙草生産量のうち竜王を含む中巨摩郡は 58.2%を占めていることから、本市がかつて県内屈指の煙草の産地であったことを裏付けることができます。また、甲州煙草は江戸や大阪でも流通しており、**甲州道中**や**富士川舟運**によって江戸や大阪に送られていたこともわかっています。

山岳信仰の道として、起源は中世に遡ると考えられている**御嶽道**は、修行のために峰々を渡らせる稜線上の道から、江戸時代には里を通る道へと変化していったようです。この頃、主な参詣路として人々が利用したのは、沢筋を歩く「**外道（下道）**」と呼ばれる道で、歌川広重もこの道を通して金桜神社へと参詣したことがわかっています。

その他、江戸時代の終わり頃に、丘陵地では斜面を利用して日用雑器や水甕を生産し、税として納めたことも判明しています。その時の窯跡は、**諏訪大神社登り窯跡**として現在も残っています。その後、斜面を利用した窯業は、**近現代の瓦生産業**へと受け継がれていきます。ただ、粘土の採取地はわかりません。

2-4. 近現代（19 世紀後半から現在）

前代まで盛んであった煙草生産は、より商品価値の高い**養蚕**に取って代わられることになりました。養蚕業は殖産興業の影響もあり、全県で盛んであったイメージがあるかもしれませんが、近世を通じて甲府盆地での養蚕業は県東部地域に限られていました。戦前・戦後になると山梨県は全国有数の養蚕県として知られていたようですが、本市域での養蚕業の始まりは詳らかではありません。し



模範社

〈『竜王事典 2』から転載〉

かし、「江戸時代からわずかに行われていたが、明治末期頃から盛んになっていった」という記述が『敷島町誌』にみられます。明治時代の亀沢村の古文書には、養蚕に関する記述が見られることから、市域では明治頃から養蚕が盛んになっていたと思われます。養蚕業が機械化され、中巨摩郡と北巨摩郡の一部計 18 か村の養蚕農家が結集し、昭和 24 年（1949）に竜王駅前に「模範社」が設立されました。その後、県内最大の製糸工場へと成長しましたが、昭和 37 年（1962）の生糸の貿易自由化に伴い養蚕は衰退し、昭和 61 年（1986）、静かに幕を閉じました。

荒川扇状地は、大消費地甲府に近い地の利を活かし、**一ノ堰（上条堰）**などを中心に**水車精穀業**が盛栄し、明治中期から昭和初期にかけては、当時の甲府米穀市場出荷量の約 7 割が、この地域から出荷されていたといえます。特に水車が多かった一ノ堰が川干しなどによって精穀が止まると、甲府市場の米価は値上がりしたという話が『敷島



現在の一ノ堰の風景

第1章 甲斐市の概要

町誌』に載っています。大正7年（1918）の米騒動の際には、甲府市の若尾邸を焼き打ちした暴徒が、島上条にも押し寄せるとの風聞もあったほどで、当時の島上条周辺の盛況ぶりが伺えます。しかし、甲府米穀市場が昭和17年（1942）頃に自然消滅に近い形でなくなると、次第に水車も姿を消していったそうです。現在はその名残が一部残るのみで、当時の様子を知る人もほとんどおりません。

明治36年（1903）12月に中央線が韮崎まで開通すると、同じ年に竜王駅が設置されました。塩崎駅は駅設置嘆願運動の結果、昭和26年（1951）に設置されています。開通当時の東京から甲府までの所要時間は8時間で、昭和6年に電化されると、所要時間は4時間に大幅短縮されました。また、中央線が電化された頃、^{とだ}戸田街道に沿う形で甲府・青柳（富士川町）間に山梨交通電車線が敷設され、市内には榎、玉幡、競馬場入口（のちに飛行場入口から農林高校前と改称）の3駅が設置されました。「ボロ電」と呼ばれ親しまれた本路線は、昭和37年（1962）に廃線となりましたが、^{はいきどう}廃軌道と称される当時の軌道跡を利用した県道5号線や、わずかに残る駅の区画跡に、かつての路線を感じることができます。

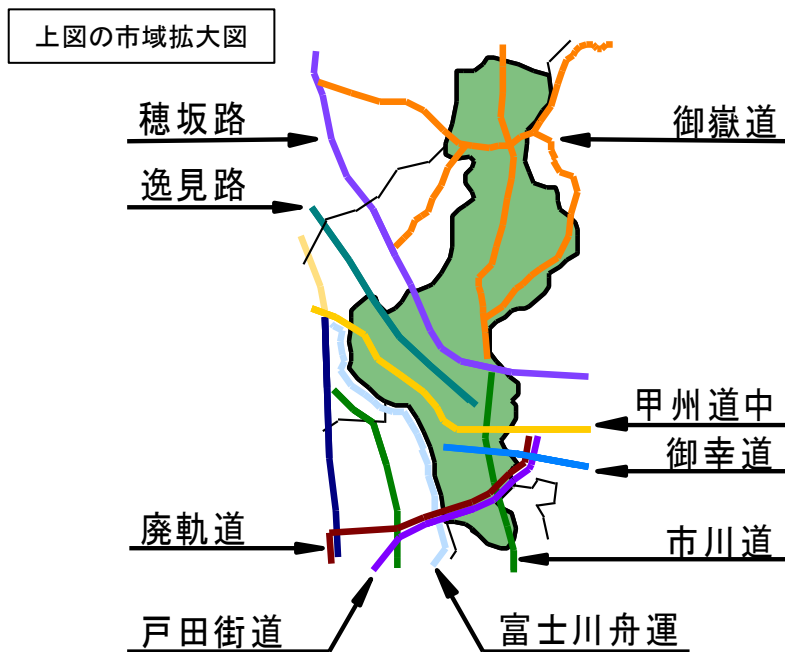
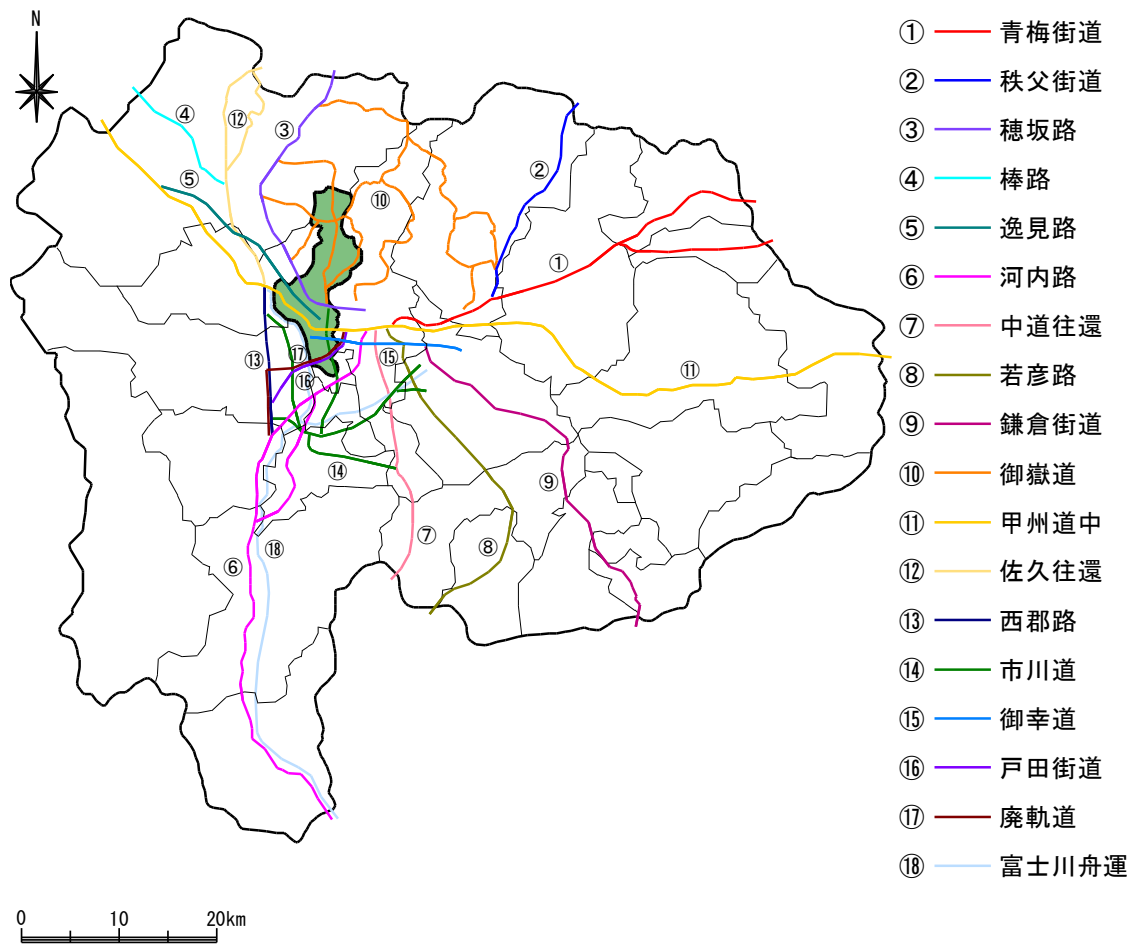


図 19 山梨県内及び甲斐市内を通る歴史の道（概要図）
（『山梨県歴史の道ガイドブック』を参考に作成）

第1章 甲斐市の概要

第4節 歴史文化資産関連施設

本章第3節でみた考古資料、及び第2章でみる市内の歴史文化資産の一部は、表7に示した歴史文化資産関連施設に保管しています。施設にはこれまでの埋蔵文化財調査で出土した土器などの大量の遺物、調査で作成した図面類、収集や寄付された民具・古文書、調査のために必要な専門書などは、それぞれ分散して各施設に保管してあります。展示施設である双葉歴史民俗資料館は建設から50年以上が経過し、現在の耐震基準を満たしておらず、施設の性格上職員は常駐しておりません。そのため、見学を希望する場合は事前予約が必要です。

表7 歴史文化資産関連施設

施 設	用 途
 敷島文化財整理室	・埋蔵文化財整理分析調査 ・出土遺物保管 ・発掘調査図面保管 ・発掘調査道具保管 ・民俗資料保管
 双葉歴史民俗資料館	・民俗資料展示・保管 ・古文書展示・保管 ・出土遺物展示・保管 ・専門書（発掘調査報告書等）保管 ・古文書調査 ※1階の一部は消防団詰所 ※2階の一部は教育委員会倉庫
羅漢寺保管庫	・仏像155体（県指定）保管
旧敷島町学校給食センター	・民俗資料保管 ・出土遺物保管 ※場所是他課と共有
竜王南小学校資料室	・民俗資料保管
双葉支所2階倉庫	・出土遺物保管 ・調査報告書保管
双葉集出荷場	・民俗資料保管 ・古文書保管
赤坂台総合公園展望塔1階	・出土遺物展示 ・歴史資料展示
自然休養村管理センター	・旧竜王歴史民俗資料館 展示物一式 ※一部利用
竜王図書館閉架	・古文書保管
生涯学習文化課	・古文書保管 ・出土遺物（金属製品）保管

第2章 甲斐市の歴史文化資産の概要

第1節 指定等文化財の一覧

本市の指定文化財および国登録文化財件数は107件です。内訳は、国指定が3件、県指定が24件、市指定が76件、国登録有形文化財が4件となります。うち、常設展示や保管のために市外の博物館に貸し出し・寄託している文化財は3件です。

表8 指定等文化財の件数 ※令和4年（2022）8月現在

類 型			国指定	県指定	市指定	国登録	合 計
有形文化財	建造物		1	6	9	4	20
	美術工芸品	絵画	0	0	3	0	3
		彫刻	0	3	9	0	12
		工芸品	1	0	2	0	3
		書籍・典籍	0	4	0	0	4
		古文書	0	0	2	0	2
		考古資料	0	3	2	0	5
		歴史資料	0	1	7	0	8
無 形 文 化 財		0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形民俗文化財	0	2	5	0	7	
	無形民俗文化財	0	0	5	0	5	
記念物	遺跡（史跡）		0	2	16	0	18
	名勝地（名勝）		1	0	3	0	4
	動物、植物、地質鉱物 （天然記念物）		0	3	13	0	16
文 化 的 景 観			0	-	-	-	0
伝 統 的 建 造 物 群			0	-	-	-	0
文 化 財 の 保 存 技 術			0	-	-	-	0
合 計			3	24	76	4	107

※ライチョウ（国・天然記念物）、カモシカ（同）、甲斐犬（同）、ヤマネ（同）は地域を定めない指定文化財のため、一覧からは除外した。

第2章 甲斐市の歴史文化資産の概要



図 20 指定等文化財の分布

第2節 歴史文化資産の概要

1. 指定等文化財

1-1. 有形文化財

①建造物

中近世の社寺建築を中心に 16 件が指定されています。代表的な社寺建築として、光照寺薬師堂（国指定）や慈照寺法堂（県指定）、松尾神社本殿（市指定）があげられます。いずれも戦国から安土桃山時代に建築されたと考えられ、木造の建造物として市内でも古い部類に帰属します。石造の建造物では、鎌倉時代の特色を持つ旧金桜神社石鳥居（県指定）や慈徳院五輪塔（市指定）、室町時代の応永 33 年（1426）銘のある天沢寺六地藏幢（県指定）や、室町時代の数少ない単制幢である正授院石幢（市指定）などがあります。



光照寺薬師堂（国指定）

②美術工芸品

絵画は 3 件で、いずれも近世のものです。そのうち、慈照寺の絹本着色仏涅槃図（市指定）は、涅槃図の墨書や軸木に寛文 8 年（1668）、嘉永 5 年（1852）、昭和 3 年（1928）の 3 度の修理年代が記されており、修補を行いながら現在まで大切に伝えられてきたことがよくわかる資料です。

彫刻は 9 件のうち、平安時代の特徴を持つ安楽寺の木造阿弥陀如来坐像（市指定）が最も古く、5 件が中世の仏像です。中世の仏像のうち、羅漢寺の木造阿弥陀如来坐像（県指定）は応永 30 年（1423）に造立されたことが墨書から判明しており、木造五百羅漢像（県指定・154 体）は一部に墨書や彩色の痕跡がみられます。なお、羅漢寺の県指定の仏像は日本遺産の構成文化財にもなっています。

工芸品は鎌倉時代の特色を持つといわれる常説寺の白輿（国指定・日本遺産構成文化財）を代表に、慈照寺の梵鐘（市指定）、妙善寺本堂厨子（市指定）の 3 件が指定されています。

書跡等は 6 件で、竜王信玄堤に関する古文書を有する保坂家文書（県指定）のほか、山岳地の集落において持ち回りで保管されていた旧巨摩郡北山筋山中十二箇村共有文書（県指定）、明和事件（1766）で処刑された山県大弐に関連する山県大弐自筆著書並墨書（県指定）が伝えられています。

考古資料は歴史時代の遺物を中心に 5 件あり、白鳳期の瓦陶兼業窯である天狗沢瓦窯跡出土品（県指定）や、地方への仏教文化の伝播を伝える松ノ尾遺跡出土の銅造仏形坐像（県指定）や、永禄 4 年（1561）銘のある塔之越経塚出土経筒（県指定）が代表的なものです。

常説寺 白輿
（国指定・日本遺産構成文化財）

歴史資料は山岳地の杣が繁栄を祈念した八王子神祈願図絵馬（県指定）、竜王信玄堤や旧竜王河原宿の成立時期の根拠資料となっている旧竜王河原宿石橋（市指定）。同じく竜王信玄堤の江戸時代の様子を知ることができる信玄堤絵図（市指定）など、8 件を指定しています。

第2章 甲斐市の歴史文化資産の概要

1-2. 民俗文化財

①有形民俗文化財

山岳地は江戸時代の郷倉である上菅口の郷倉・下菅口の郷倉（いずれも県指定）や、中近世の六地藏幢や板碑が残り、様々な信仰が同一の場所で見ることができる上福沢の道祖神場（市指定）、常照院庚申塔（市指定）など、近世の民俗資料を中心に7件を指定しています。

②無形民俗文化財

江戸時代の天明の大飢饉の時、貧困と悪疫を恐れた村民が近隣の神楽師を招いて行ったことが起源という大久保の神楽（市指定）や、下福沢青年会によって、今も集落出身の若者によって傳承されている小正月行事の下福沢の道祖神祭り（市指定）のほか、鍛冶職人の末裔という小林姓の一族が、^{ふいご}轆を^{ふいご}ご神体とした金山神社に、一族の繁栄を願い米粉で男女のシンボルを奉納する金剛地金山神社祭典（市指定）が代表的な文化財です。



大久保の神楽（市指定）

1-3. 記念物

①遺跡（史跡）

遺跡は18件が指定されています。そのうち5件は古墳で、赤坂台古墳群の最高所に位置する中秣塚古墳（県指定）、荒川扇状地上にある大塚古墳（市指定）など、全て後期古墳です。また、生産遺跡である古代の瓦陶兼業窯の天狗沢瓦窯跡（県指定）、近世後期の窯跡である諏訪大神社境内の登り窯跡（市指定）のほか、江戸時代の用水隧道開削碑（市指定）、山県大弐の墓（市指定）などがあります。

②名勝地（名勝）

甲府・甲斐両市にまたがる御嶽昇仙峡（国指定・特別名勝）を筆頭に4件が指定されています。そのうち2件は江戸時代の庭園で、作庭時の古文書が残る慈照寺庭園（市指定）と、妙善寺庭園（市指定）があります。

③動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

天然記念物が16件指定されています。内訳は植物が13件、地質鉱物が3件です。種に小さな穴があいている竜地の揚子梅（県指定）や、接木の痕跡がある羅漢寺跡のカキ（市指定）、約15万年以上前の噴火活動によって形成されたホッチ峠の饅頭石（市指定）、竜王の地名の由来となったという竜王水（市指定）などがあります。



御嶽昇仙峡
（国指定・日本遺産構成文化財）

2. 国登録文化財

近代和風建築として、いずれも山縣神社に所在する建造物が4件登録されています。写真の拝殿は石畳の床があり、本殿と同様、神明造を基調とした建物です。



山縣神社拝殿（国登録）

3. 埋蔵文化財

表9に示したとおり、市内には220カ所の周知の埋蔵文化財包蔵地が登録されています。文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事を伴う開発行為を行う場合には、事前に届出を行うよう定めています。やむを得ず遺跡を現状のまま保存できない場合には、開発行為の前に発掘調査を行い、遺跡の記録保存を行うこととしています。

遺跡の種類は散布地以外では墳墓が最も多く、次いで集落跡となっています。本市を代表する遺跡として、金の尾遺跡があげられます。この遺跡は縄文時代から中世までの複合遺跡で、特に弥生時代の遺構と遺物が著名です。また、天狗沢瓦窯跡も遺跡の一部や出土品の一部が山梨県指定文化財となっており、金の尾遺跡と同様、本市を代表する遺跡です。

表9 周知の埋蔵文化財包蔵地 種別一覧

遺跡の種類	散布地	集落跡	城館跡	社寺跡	墳墓	祭祀遺跡	生産遺跡	その他	不明	合計
計	126	20	3	12	42	1	3	12	1	220

※遺跡数の重複を避けるため、遺跡の種類を複数持つ遺跡は、代表的な種類1つに限定して表9に反映した



金の尾遺跡出土 壺棺
(市指定有形文化財)



松ノ尾遺跡 発掘調査の様子

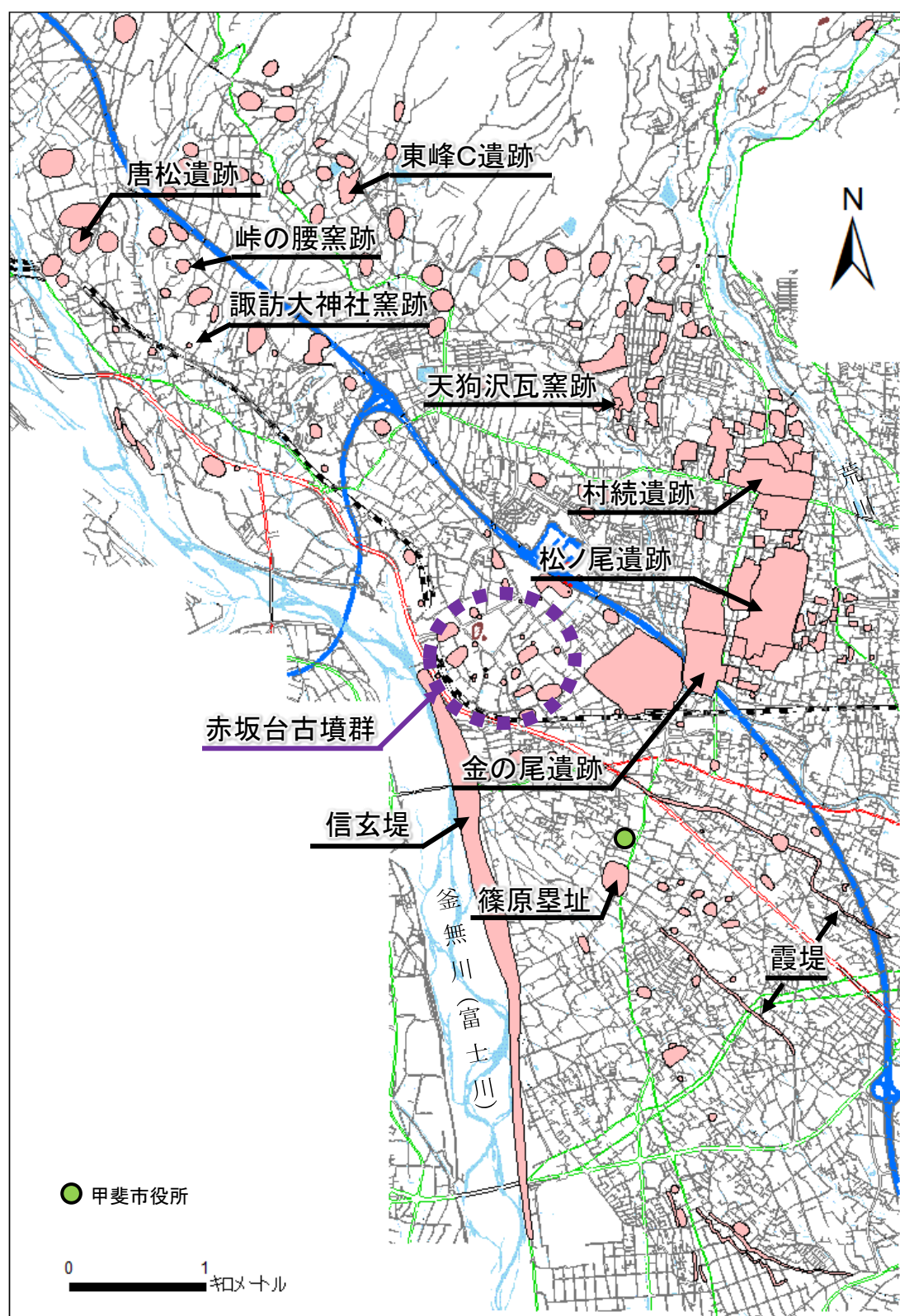


図 21 市中心部・南部の遺跡地図

4. 日本遺産

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、文化や伝統に基づく「ストーリー」を文化庁が認定する制度です。ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の歴史文化資産を、地域が主体となり国内外に情報を発信し、地域の活性化を図ることを目的としています。甲府市と甲斐市で申請したストーリー「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～」が、令和2年6月19日に日本遺産に認定されました。

表 10-1 市内の日本遺産構成文化財

タイトル	甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～
認定市町村	甲府市・甲斐市
ストーリーの概要	
昇仙峡一帯の山地は、水の塊と信じられていた水晶を産出する水源信仰の地であり、地域を流れる荒川上流を訪ねると、悠久の時をかけた浸食により形成された大小の滝や巨石、奇岩に驚かされます。水が作った芸術品ともいえるこの渓谷美は、江戸時代末期に行われた新道開削により奇跡的に出現したのですが、地域の人々の熱意により日本有数の景勝地として磨きあげられてきました。そして、昇仙峡一帯で産出された豊富な水晶とその加工技術は、匠の技として日本一のジュエリー産業の基盤となり、更には人工水晶製造技術へと繋がってスマートフォンなどの電子機器に使用されるなど、過去から現代に至る私たちの生活を支えているのです。	

※日本遺産申請資料から引用・転載

表 10-2 市内の日本遺産構成文化財（表中の番号は次頁の図 22 と連動）

番号	文化財の名称	ストーリー中の位置づけ
①	御嶽昇仙峡（国指定・特別名勝）	巨岩や祈願、奇石群を擁し、希少な造形美を形成する日本有数の渓谷。
⑧	旧金櫻神社石鳥居（県指定・建造物）※指定上の名称は旧金櫻神社石鳥居	昭和 59 年（1984）の調査によって発見された金櫻神社の一の鳥居で、鎌倉時代のものである。現在は、駐車場を確保できる甲斐市の総合公園内に、金峰山方向に遥拝できるかたちで移設建立されている。
⑨	御嶽古道（亀沢、吉沢、塚原の 3 筋）の石造物群（未指定・史跡）	金峰山への参拝の道は、江戸時代に「御嶽九筋」と呼ばれる複数の御嶽道（古道）が整備され、亀沢、吉沢、塚原の 3 筋は御嶽信仰における主要なルートであった。それぞれの道筋には、金峰山五丈岩や金櫻神社へと、古の人々の祈りを繋げた石造物群を今も観ることができる。
⑩	御嶽古道（未指定・史跡）	当時の甲斐国と信濃国を結ぶ幹線道路である穂坂路に接道していたのが亀沢、吉沢、塚原の 3 筋であり、御嶽信仰における主要なルートであった。江戸時代の浮世絵師歌川広重も御嶽古道を歩いて金櫻神社へ参詣し、その折に古道の奇石や景色を描いている。広重が絵にした風景を、この場所で今も観ることができる。
⑪	旧羅漢寺の遺構（未指定・史跡）	羅漢寺は大永年間（1521-1527）に創建されたとされ、開基当時は、羅漢寺山の中腹にあったが慶安 4 年（1651）に火災で焼失し、その後、新道開削により木造羅漢像とともに現在の場所に再建された。旧羅漢寺には、当時の石組みやテラスの遺構が観られる。
⑫	木造五百羅漢像（県指定・彫刻）	修験道場として開基された、その名も羅漢寺に伝わる羅漢像。寺は、昇仙峡を象徴する覚円峰を抱く山に建立され、山の名も羅漢寺山という。
⑬	木造阿弥陀如来坐像（県指定・彫刻）	修験道場として開基された羅漢寺に伝わる阿弥陀如来。
⑳	白輿（国指定・工芸品）	「承久の乱」により順徳天皇が佐渡に流されていた時期に、越後寺泊から金櫻神社へ勅使を遣わせた折に奉納品を載せた輿。

※日本遺産申請資料から引用・転載・一部加筆

第2章 甲斐市の歴史文化資産の概要



図 22 構成文化財位置図（甲府市を含む） ※日本遺産申請資料に一部加筆・修正

第3節 未指定文化財

町史（誌）中の歴史文化に関する記述の抽出と、現地調査によって未指定文化財の把握調査を行いました。現地調査は旧村範囲に該当する地域を中心に徒歩で調査を行い、目視で確認できる範囲で未指定文化財の把握を行いました。その結果、未指定文化財総数は、令和4年（2022）3月末時点で2,124件を把握しました。市域別にみると、山岳地（市北部）が635件、丘陵地（市中部）が588件、平地（市中部）が356件、平地（市南部）が545件です。

表11 未指定文化財件数一覧（令和4年3月末現在）

種類・分類			山岳地 （市北部）	丘陵地 （市中部）	平地 （市中部）	平地 （市南部）	合 計
有形文化財	建造物		213	183	110	204	710
	美術工芸品	絵画	0	0	0	1	1
		彫刻	216	97	71	75	459
		工芸品	0	0	0	0	0
		書跡等	0	0	0	9	9
		考古資料※	0	0	0	0	0
		歴史資料	66	74	43	94	277
民俗文化財	有形民俗文化財		96	71	45	81	293
	無形民俗文化財		2	4	2	8	16
記念物	遺跡（史跡）		19	134	71	65	289
	名勝地（名勝）		5	1	0	1	7
	動物、植物、地質鉱物 （天然記念物）		0	6	2	1	9
その他	生 業		3	1	1	1	6
	昔 話		15	17	11	5	48
合 計			635	588	356	545	2,124

※発掘調査で出土した土器などの考古資料は膨大な数にのぼるため、未指定文化財の把握調査からは除外した

第2章 甲斐市の歴史文化資産の概要

1. 有形文化財

①建造物

把握した建造物 710 件のうち、ほとんどは石造物で、六地藏幢や無縫塔などがこれに該当します。石造物以外には、神社仏閣の木造建造物や旧家の母屋などがありますが、特徴的な建造物として、過去の産業で使用した旧稚蚕飼育所、現在も使用されている水路網があります。



旧稚蚕飼育所内部

②美術工芸品

彫刻は旧村の道祖神場に江戸時代に設置された如意輪観音や子安地藏のほか、双体地藏などがこれにあたります。歴史資料は、中世の板碑や廻国順礼供養塔などが、旧村や道沿いの道祖神場に設けられており、中には若狭国（現在の福井県西部）や播磨国（現在の兵庫県南西部）からの巡礼者が建てた供養塔も存在します。

2. 民俗文化財

①有形民俗文化財

江戸時代の人々の信仰に関する歴史文化資産を多く確認しました。庚申塔や道祖神といった信仰以外に、大山阿夫利神社（神奈川県伊勢原市）の石尊講に関するもの、秋葉山（静岡県浜松市）の秋葉講に関するものなど、江戸時代に関東一円で流行した信仰に関する歴史文化資産があります。また、わずかながら三峯神社（埼玉県秩父市）に関するものや、出羽三山（山形県）に関する歴史文化資産も存在します。

②無形民俗文化財

抽出した歴史文化資産は、町史（誌）に記載のある祭礼が中心ですが、現地調査で出会った住民から聞き取った結果、現在行われていない祭礼があることが判明しています。

3. 記念物

①遺跡

遺跡は周知の埋蔵文化財包蔵地のほか、過去の産業遺構である炭焼き窯跡や水車精穀所跡、水番所跡のほか、古道や廃寺などが主をしめており、本市の産業や信仰に関する特徴がよく現れています。

②名勝地

武田家に関するいわれを持つ信玄公山、山岳地の御領（霊）の棚田などがこれに該当し、特に棚田は本市の歴史文化を代表する景観の一つです。

③動物・植物・地質鉱物

植物では、島上条八幡神社の社叢や信玄堤の水害防備保安林、地質鉱物は黒富士火山によって生成された団子石（饅頭石）など、本市の自然環境を特徴づけるものが該当します。



団子石

4. その他

文化財の6類型にあてはまらずとも、本市の歴史文化資産の1つとして考えられるものを把握しました。

①生業

かつて行われていた煙草栽培や林業などのほか、現在でも行われている「やはたいもの栽培」が該当し、時代ごとの生業の変遷をうかがい知ることができます。

②昔話

地元に伝わる伝承や個人から聞き取った過去の市域の話を含めて「昔話」としました。雨乞いやその儀式に関わる話、湧水伝説など、水を得ることに苦労した地域ならではの昔話があることが判明しました。また、現在は過去のものとなっている日本住血吸虫病（地方病）に関する伝承や記録も、昔話に該当します。

第3章 甲斐市の歴史文化の特徴

甲斐市では、山岳地や丘陵地などで早くから人々の活動がはじまり、原始・古代においては拠点的な集落が形成され、他地域との交流を盛んに行っていました。中世になると京都松尾大社の荘園・志麻荘として開発が行われ、現在も利用されている水路が開削されたといわれています。近世では、穂坂路や逸見路といった近世以前に成立した道以外に、甲州道中や戸田街道、市川道などが登場し、道沿いには現在も残る短冊状の地割をみることができます。また、これまで水田をつくるのが難しかった地域に水路や溜池を設置したのもこの頃です。

歴史文化資産は、このような歴史の重層性の中で育まれてきました。甲斐市の歴史文化の特徴を地域環境で整理すると、①山岳地で育まれた歴史文化、②丘陵地で育まれた歴史文化、③平地で育まれた歴史文化、以上3つの特徴を見出すことができます。

1. 山岳地で育まれた歴史文化 ～山仕事と祈りの道～

黒富士火山などによってつくられた山岳地は、荒川や亀沢川によって深い谷がつけられています。川や谷沿いに点在するこの地域の集落は、かつては炭焼きや林業が盛んな地域でした。金峰山信仰に伴う御嶽道が幾筋も集落内を通っており、集落内に残る石造物などから、多くの人々がこの山中を行き交っていました。

◆木こりの活躍

市北部の山岳地は、中世から近世にかけて、「杣（そま）」と呼ばれる林業従事者が活躍していました。古文書によれば、彼らは朝鮮出兵や関ヶ原の戦いなど、日本史の中でもひととき大きな出来事にも、その技能を用いて関わっていたことがわかっています。杣以外にも、山岳地には現在も炭焼き窯跡が多数残っており、木との関係が深い地域特有の産業を担っていました。



神戸の集落（写真中央）

◆山への祈りと御嶽道

長野・山梨の県境に位置する金峰山五丈岩を本宮とする金峰山信仰は中世にさかのぼると言われ、現在残る御嶽道は江戸時代の姿と考えられています。市域の御嶽道は、修験道の行者が修行したルートに近い上道、江戸時代の主要ルートとなった外道、同じく亀沢川沿いの亀沢ルートがあります。道沿いには当時の人々が設けた石造物が点在しています。



御嶽道（上道）

◆現代に残る“むかしのくらし”

地形上、平坦な場所が少ない山岳地では、御領（^{ごりょう}霊）の棚田に代表される棚田の景観をはじめ、田畑をひな壇状にして作物を育てています。家屋も河岸段丘上や浅い谷の平坦地に集まっており、少ない平坦地を効率よく利用している旧村景観や地割も良好に残っています。また、昔ながらの祭礼などの民俗が市街地よりも色濃く残っています。



亀沢の集落景観

◆昇仙峡と“裏”昇仙峡

荒川の本流が昇仙峡にあたるため、『敷島町誌』では山を挟んだ反対側にある亀沢川沿いの地域を「裏昇仙峡」と呼称しています。昇仙峡と同様に花崗岩も見られますが、獅子滝付近では亀沢川の左岸は花崗岩、右岸は凝灰角礫岩という地質の違いを容易に観察することができます。地質だけでなく、植生も標高によって大きく変化します。



“裏” 昇仙峡

2. 丘陵地で育まれた歴史文化 ～水が少ない土地で暮らす～

茅ヶ岳の南麓地域は緩やかな斜面の丘陵地です。縄文時代の集落跡である唐松遺跡、古代官営牧場である穂坂牧の推定地、斜面を利用した窯業、信州へ続く穂坂路・逸見路が通るなど、古くから人々の活動が見られます。その反面、火山灰質の土壤に立地しているため、水を得るには大変苦労した地域です。

◆山を越え、谷を越えた用水路

地質上、水が不足しがちな丘陵地では、遠く離れた河川から水を引いて利用しています。亀沢川から取水する^{おおぬたせぎ}大埜堰、北杜市明野町小笠原の^{たてなしせぎ}楯無堰は、山や谷を越えて周辺の田畑を潤しています。どちらも江戸時代に開削された水路ですが、今も現役で使用されています。



沢を越える楯無堰

第3章 甲斐市の歴史文化の特徴

◆溜池で水不足に備える

前述の大埴堰、楯無堰によって引水された水は、それぞれ大久保溜池、龍地大溜井（池）へと到達します。それ以外にも、丘陵地では谷部をせき止めて溜池を設け、水不足に備えています。市内では山岳地にも2カ所の溜池がありますが、丘陵地の溜池は7か所あります。また、溜池や水路の近くには水神や弁財天が祭られていることもあり、水に困ることがないように人々が祈りをささげていました。



龍地大溜井（池）

◆たばこから桑、そしてフルーツへ

水の恩恵を得ることが困難であった地域は、水田耕作ではなく畑作を中心に行っていました。江戸時代後期には煙草栽培や綿花、幕末から戦後にかけては桑畑、やがて果樹栽培へと土地利用が変化していきます。これは時代ごとの作物の商品価値の変化をあらわしています。



果樹栽培の様子

◆焼き物！？の里

丘陵地では傾斜地を利用して窯業が行われていました。天狗沢瓦窯跡では、古代に瓦と須恵器が焼かれ、近世後期には峠の腰窯跡や諏訪大神社窯跡で日用雑器などを生産し、近代になると穂坂路沿いの滝坂集落で棧瓦の生産が、平成の初め頃まで行われていました。



諏訪大神社窯跡

3. 平地で育まれた歴史文化 ～水辺で暮らすということ～

平地の川沿いで暮らしている人々は、川との付き合い方もそれぞれです。川に近い平地であるにも関わらず、先史から古代にかけての遺跡が数多く存在する市中部の平地（荒川扇状地）。中世に鋳物師が活躍した市中部の塩川沿いの平地（河原／氾濫原）。毎年のようにある水害の影響か、中世以前の遺跡が全く見つかっていない市南部の平地（釜無川扇状地）があります。この3つの平地は、水辺で暮らしているからこそ得られる恵みと被る害。それらを全て飲み込んだ上で人々が暮らしている地域です。

◆古代から続く「住宅地」

荒川扇状地では、古くは縄文時代から人々が住み始めました。古代になると、古墳時代と平安時代に集落の発達等の一つの画期があり、多くの遺跡で人口の増加がみられます。松ノ尾遺跡では周辺遺跡からは出土しない帯金具や小型金銅仏が出土し、拠点集落と考えられています。なお、遺跡がある地域は現在も住宅地として利用されています。



松ノ尾遺跡出土 小型金銅仏

◆恵みの水と荒れ狂う水

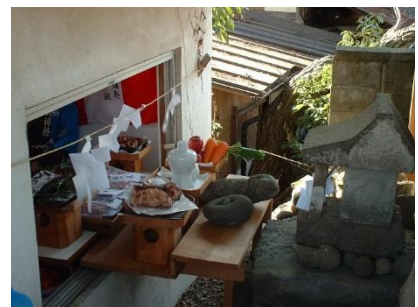
水辺で暮らすことは、得られる水の恩恵と被る損害がどちらも大きくなります。扇状地では竜王信玄堤に代表される堤防群などを築き、水害に対する備えをするとともに、細かく張り巡らされた水路網により豊かな水田が造られました。また、水害のほかに、水田での農作業時などに罹患する地方病（日本住血吸虫病）による被害に苦慮しました。



竜王信玄堤

◆ナゾの金属加工職人

塩川沿いの志田・宇津谷では、中世に鋳物師が活躍します。河原で採取した砂鉄を原料に生産していたと思われますが、忽然と姿を消してしまうため、詳しいことはわかっていません。しかし、宇津谷には鍛冶職人の末裔と呼ばれる一族が今も在住し、金山神社はふいごをご神体とし、祭礼を行っています。鋳物と鍛冶は製法が異なりますが、金属加工という面では共通点がみられます。



金山神社祭典

◆水車のあった風景

荒川扇状地にある一ノ堰（いちのせぎ かみじょうせぎ）などの水路沿いには、戦後までたくさんの水車が存在していました。甲府に近い地の利を活かし製穀業で栄え、今の市街地化された風景からは想像ができませんが、盛り場も存在したようです。水車小屋は姿を消しましたが、わずかに残る痕跡と遺物が、かつての生業を今に伝える地域です。



一ノ堰の分流地点



図 23 甲斐市の歴史文化の特徴 概念図

第4章 歴史文化資産の把握調査の現状と課題

第1節 既存の歴史文化資産の把握調査の概要

これまで本市で行われた文化財の把握調査※1は、合併前の町史誌等^{へんきん}編纂に伴う調査を筆頭に各分野で実施されています（資料編 表 33・34 参照）。しかし、これまでに実施された歴史文化資産の調査実施状況（表 12）をみると、「△（一部調査）※2」「－（未調査）」が大部分を占めていることが見て取れるほか、市内全体を網羅した歴史文化資産の統一的な調査は未実施となっています。これは、各歴史文化資産の調査計画および、調査体制の整備が不十分であったことも影響しています。

※1 把握調査とは、研究者や調査研究組織（文化財保護部局含む）による学術的な調査、研究者以外が行った簡易的な調査を指す
※2 一部調査とは、大字など特定の地域における部分的な調査のことを示す

表 12 市域における歴史文化資産調査の実施状況

	有形文化財							無形文化財		民俗文化財						記念物				文化的景観	伝統的建造物群	埋蔵文化財	文化財の保存技術	その他					
	美術工芸品									有形	無形					遺跡	名勝地	動物・植物・地質・鉱物						生業（民俗以外）	昔話	人物の事績	その他		
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡等	考古資料	歴史資料	演劇・音楽	工芸技術等		衣服等	衣食住	生業	信仰	年中行事等													民俗芸能等	
山岳地(北部)	－	△	△	△	△	△	△	－	－	－	△	△	△	△	△	△	△	△	△	－	－	△	－	－	△	－	△	－	－
丘陵地(中部)	△	△	△	－	△	△	△	－	－	－	△	△	△	△	△	△	△	△	△	－	－	△	－	－	△	△	－	△	－
平地(中部)	△	△	△	△	△	△	△	－	－	－	△	△	△	△	△	△	△	△	△	－	－	△	－	－	△	△	－	△	－
平地(南部)	△	◎	◎	◎	△	△	△	－	－	－	△	△	△	△	△	△	△	△	△	－	－	△	－	－	△	△	－	△	－

【凡例】 ◎：悉皆調査 △：一部調査 －：未調査

第2節 把握調査の課題

これまでの歴史文化資産の把握は、指定等に係る性質の調査が主体となっていたため、対象分野及び地域が一部の歴史文化資産に偏ってきた傾向が見られます。表 12 中は、「△（一部調査）」が主を占めており、市全域で調査が行われていますが、研究者や調査研究組織などの専門家による把握調査が行われたものと、研究者以外が行った簡易的な調査が混在しているため、調査内容や調査記録に差が生じています。そのため、統一された調査基準による学術的な調査が必要です。

一部調査が行われた歴史文化資産の中には、社会情勢の変化によって危機に瀕している場合があります。例えば、古い建築様式で建てられた民家などの建造物、年中行事や民俗芸能等の無形民俗文化財、書跡等や歴史資料などの有形文化財などがあげられます。これは、人口減や当該集落からの住民の移転が主な理由として考えられますが、この問題は一部調査が行われた歴史文化

第4章 歴史文化の把握調査の現状と課題

資産だけでなく、未調査の歴史文化資産も同じ危機に瀕していることを示しており、早急な対応が必要です。

さらに、無形文化財、記念物（名勝地）、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術、生業（民俗以外）等については調査履歴が全くなく、これら歴史文化資産の存在の有無から調べる必要があります。

加えて、指定等文化財以外の歴史文化資産はその数が膨大であることから、全てを把握するためにはかなりの労力と時間を要します。これらの課題を解決するためには、専門家に調査を頼り切るのではなく、文化財保護部局の人員を増員し、把握調査に係ることができる人材を登用し、長期的な視野から調査計画を立案する必要があります。そして、文化財保護部局の人員を増加したのちに、歴史文化に興味がある市民や、身近な歴史文化を調べてみたいと思っている市民を、教育普及事業や活用事業において発掘・育成し、市民・専門家・行政の三者で継続的な調査が行える体制を構築する必要があります。

また、これまで調査が進められてきた歴史文化資産においても、整備や活用に向けた調査・研究を継続し、更なる価値の明確化や活用方策の検討などを必要とします。

第3節 歴史文化資産の把握調査実施の方針

1. 歴史文化資産の把握調査の方針

これまでの調査で把握している歴史文化資産は、歴史的・学術的・芸術的な価値が定まっている指定等文化財と、本計画作成にあたり把握した未指定文化財があります。全ての歴史文化資産についての把握調査を行うことが望ましいですが、人員や時間、予算の面からも、全ての分野の把握調査を同時並行で行うことはできません。したがって、これまでほとんど調査の手が入っていない古い建築様式で建てられた民家などの建造物や無形文化財、歴史文化の滅失の危機に瀕している無形民俗文化財など緊急性の高いものを優先して把握調査を行うこととします。

具体的には、過疎化と自然減によって歴史文化資産が最も滅失の危機にある、市北部の山岳地域を優先的な調査対象とし、山岳地域の無形民俗文化財の聞き取り調査を行うほか、歴史資料等の有形文化財の滅失や散逸を防ぐための目録作成を行います。

また、歴史文化資産は地域に深く根差しているため、行政だけでなく地域住民などと連携し、調査の必要性や調査計画などを詳しく説明し、協力を得ることができる部分は地域住民の協力と理解を得た上で実施します。課題で挙げたとおり、文化財保護部局だけで調査を行うことは大変な時間と労力を費やすことになるため、歴史文化に興味を持つ市民を発掘し、共に調査を行うことができる人材を育成することを目指します。これは、調査の効率化はもちろんのことですが、歴史文化資産の次世代へ継承する人材の発掘・育成も兼ねています。

なお、調査を行うにあたっては、専門家からの意見や助言をもとに、統一された調査基準をもとに調査を行います。

2. 調査実施体制の強化

本市において歴史文化資産の保存・活用を主管するのは、甲斐市教育委員会教育部生涯学習文化課です。専門職員（2人）が主体となり、市内の指定等文化財を中心に、歴史文化資産の把握、保存と活用に関わる業務を行っています。

調査を実施するにあたっては、専門家や歴史文化資産ごとに関係する庁内関係部局と連携を図りながら、市民や民間団体の協力を得て調査を行っています。今後さらに継続的な歴史文化資産の把握調査には、市民や民間団体との連携強化は不可欠と考えられ、行政内においても歴史文化資産の価値や魅力を市民等に正確に伝えるためにも、調査を行う部局の計画的な人員配置・人員確保が重要な課題となり、専門職員が通年調査・研究に携わることができる組織づくりが必要です。

併せて、市内の多様な歴史文化資産に対応するためにも、資料を一括して保管できる場所、調査研究・活用が一元的に行える拠点施設が将来的には必要となります。

第5章 歴史文化資産の防災・防犯

第1節 災害の歴史

1. 水害

本市は一級河川富士川水系の釜無川に近接し、過去に何度も水害に遭っています。国土地理院の「治水地形分類図」を閲覧すると、荒川扇状地・釜無川扇状地ともに旧河道が描かれており、市域のほとんどは河原に立地しているといっても過言ではありません。『山梨県史』を中心とした資料から、中世後期から近現代にいたるまでの釜無川と荒川に関する記述がある水害記録を紐解くと、資料編表 35 のとおり多くの水害記録が確認できます。時代が下るにつれて、残存する史料の絶対数が増加するため災害記録は増加する傾向にありますが、甲斐国では毎年のように被害の大小の差はあれども、水害に遭っていたことがわかります。

ただし、同表中の氾濫・洪水・出水・破堤・満水などの文言は、典拠史料に基づいたものであるため、被害の実態は明確ではないことに注意が必要です。



令和元年 台風 19 号最接近時の信玄堤

2. その他の災害等

近代までの地震や土砂災害などの自然災害に関する詳細な記録は、現在のところ把握できていません。しかし、市北部の山地を中心に、土石流や急傾斜地崩壊による土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が指定されています。山梨県では、宝永地震（1707）や安政東海地震（1854）の際に、土砂崩れによって県南部の富士川本流がせき止められ河川湖が出現・決壊した事例があります。市内の山地も地形的に類似しており、こういった災害発生も十分に考えられるため、今後も注意が必要です。

地震発生時の震度は、内閣府による南海トラフ巨大地震による深度分布では、市南部の震度は6強が想定され、それ以外は震度6弱が想定されています。過去の地震において、震源の方角が相模湾や駿河湾であろうと、震源から遠く離れた山梨県でも地盤の悪いところはくり返し被災しやすいことがわかっているため、市域でも十分な注意が必要です。

火災は、昭和 18 年（1943）の模範社全焼、昭和 48 年（1973）の昇仙峡の羅漢寺山での山林火災、平成 31 年（2019）の菖蒲澤地域での山林火災が知られています。ただ、宅地が大規模に延焼する火災の記録は見つかっておりません。

過去の災害記録を知ることが直ちに防災減災に直結するとは明言できません。しかし、過去の限られ



金の尾遺跡 噴砂と思われる部分

た記録から市域の災害史を知ること、自分たちの住む土地が持つ“災害リスク”を認識することは、将来の減災につながると考えられます。

第2節 歴史文化資産の防災・防犯に関する現状

1. 風水害

平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年佐賀豪雨、令和2年7月豪雨（別称：熊本豪雨）、令和3年8月の大雨など、毎年のように各地で豪雨被害が発生しています。本市は第3章 甲斐市の歴史文化の特徴で触れたとおり、市中部や南部の平地は河川の影響を受けやすい地域です。そのため、水害が発生した場合、市南部地域を例にあげると、3.0mから5.0m未満の洪水浸水想定区域がほとんどで、市南部に所在する指定等文化財や歴史文化資産は水没の可能性があります。（図24）。また、大雨をもたらす被害の多くは強風を伴うことも多く、建造物などの歴史文化資産への倒木被害や破損・倒壊の危険もあり、実際に台風や春先の強風によって、歴史文化資産が破損した例があります。

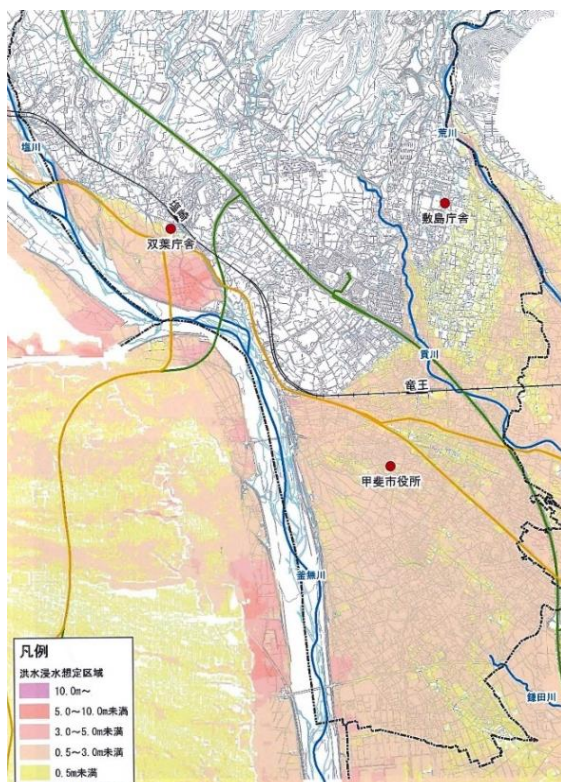


図24 洪水浸水想定区域
（『甲斐市国土強靱化地域計画』から転載）

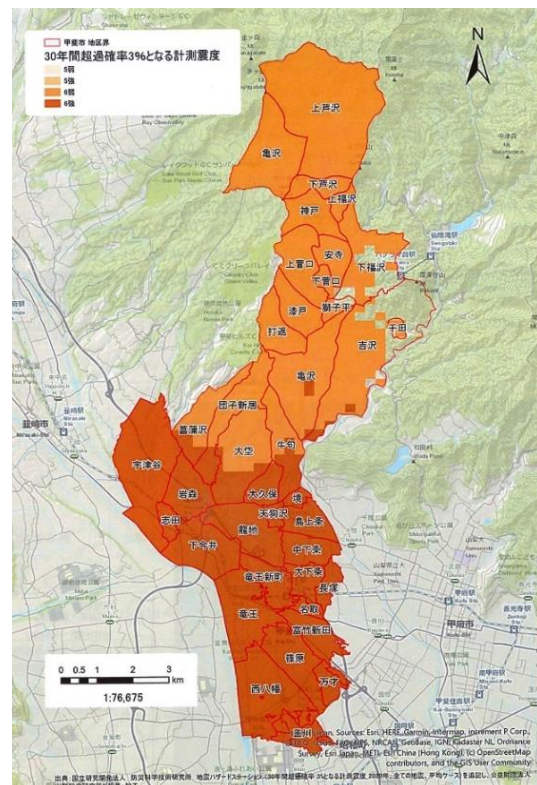


図25 確率論的地震動予想地図
（『甲斐市国土強靱化地域計画』から転載）

2. 地震

山梨県内に被害を及ぼす地震は、主に相模・駿河・南海トラフ沿いで発生する海溝型巨大地震と、陸域の浅い場所で発生する内陸型地震があります。主要な活断層は、糸魚川－静岡構造線と、甲府盆地南縁に延びる曽根丘陵断層帯です。確率論的地震動予測地図（図25）では、市内全域で震度6弱以上の揺れが想定されることから、建造物などの歴史文化資産が地震被害に遭う可能性があります。また、山梨県が公開している『東海地震による液状化危険度マップ（平成25年3月）』（図26）を閲覧すると、本市の平地は「液状化可能性が極めて低い」場所がほとんどですが、一部「可能性がある」「可能性が高い」地域もあり、指定等文化財の所在地がその地域に該当するものも存在します。

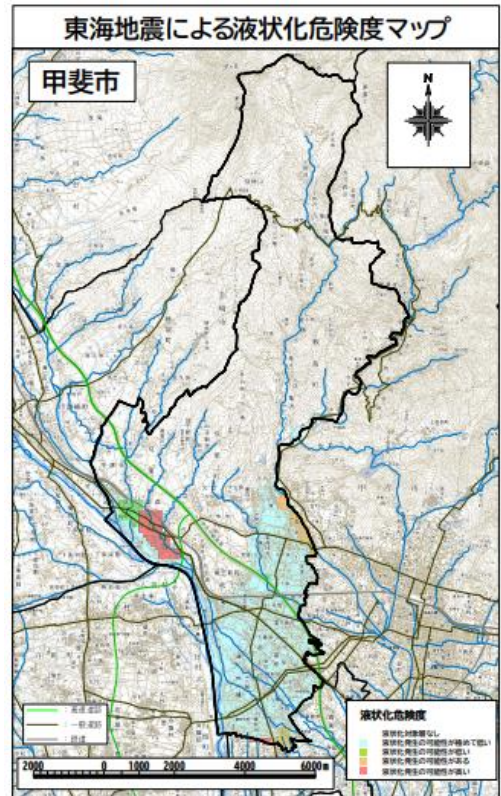


図26 液状化危険度マップ（甲斐市）
（山梨県ウェブサイトから転載）

3. 土砂災害

土石流による土砂災害警戒区域（図27）、急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域（図28）が示すとおり、市中心部以北の地域で被害が想定されています。警戒区域と集落域が重なっていることから、集落域に所在する歴史文化資産に対する直接被害が想定されること、土砂災害によって道路が寸断され、被災連絡の後の現地確認にかなりの時間を要することが考えられます。

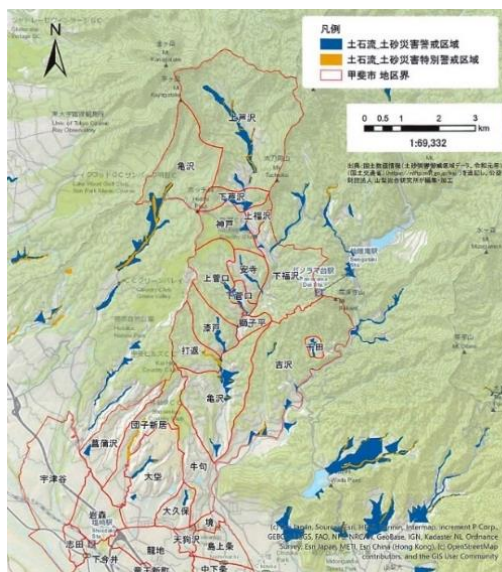


図27 土石流による土砂災害警戒区域
（『甲斐市国土強靱化地域計画』から転載）

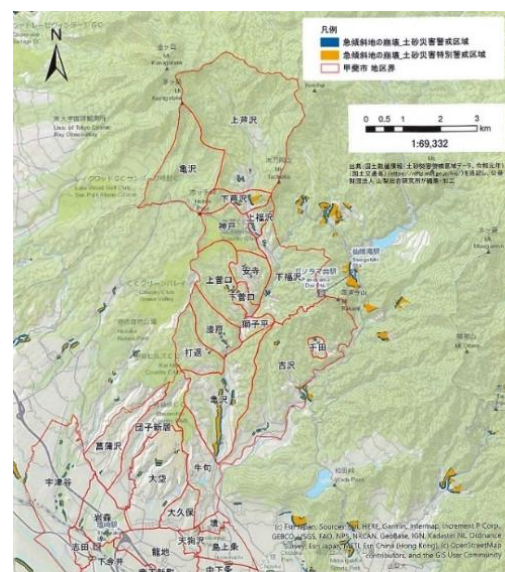


図28 急傾斜地の崩壊による
土砂災害警戒区域
（『甲斐市国土強靱化地域計画』から転載）

4. 火災

本市の火災発生件数は、おおむね 15 件／年程度で推移しています。現在、本市では文化財防火デー以外に歴史文化資産の防災訓練は行っておらず、住民が「地域の文化財は、まずは自分たちで守る」という防災意識を高める取り組みが必要です。

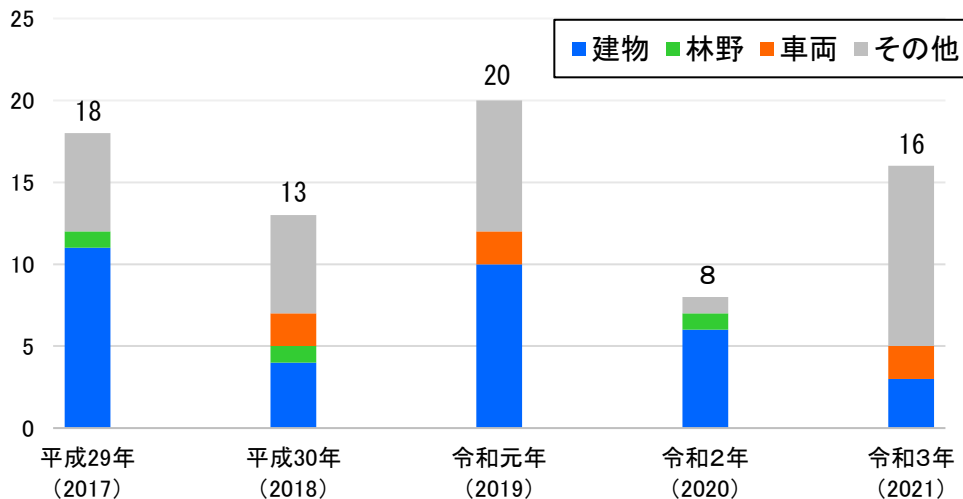


図 29 火災発生件数の推移

(甲府地区広域行政事務組合消防本部ウェブサイト「火災情報」、峡北広域行政事務組合消防本部『消防年報』を参照し作成)

5. 防犯

空き家、無住寺院、常駐の宮司がいない神社の増加等によって、日常の防犯が行き届かず、歴史文化資産の盗難やき損などの恐れが生じています。現在、山梨県文化財保護指導委員による定期的な指定等文化財の巡視以外、防犯のための巡視活動は公的に行っていません。したがって、歴史文化資産に対する日々の防犯対策ができておらず、どのように防犯対策の取組を進めるか、地域住民・専門家・行政を含めた議論が必要です。

第3節 歴史文化資産の防災・防犯に関する課題

以上述べた現状から課題を整理すると、防災・防犯に共通する課題は、「歴史文化資産の現状や所在場所を把握した上で、各種ハザードマップと照合し、歴史文化資産が抱えている災害リスクを把握すること」です。それと同時並行で所有者（管理者）・地域住民・行政が有事の際にどのような行動・対策をとるべきかを関係各所と議論し、初動体制から復旧対応を含めた基本的な方針を示す必要があります。

なお、本来であれば未指定文化財を含めた歴史文化資産の位置を各種ハザードマップと照合することが望ましいのですが、現状では未指定文化財の把握は完了していません。したがって、まずは指定等文化財の災害発生時の基本方針を示すこととします。

第5章 歴史文化資産の防災・防犯

第4節 歴史文化資産の防災・防犯に関する方針

本市では「甲斐市地域防災計画」、「甲斐市国土強靱化地域計画」を策定しています。両計画の方針、指定等文化財の歴史文化資産に関連する記述を本計画に反映させるとともに、第3節で示した課題を踏まえて歴史文化資産の防災・防犯に関する方針をたてました。

①歴史文化資産データベースの作成

現況で把握ができていない歴史文化資産のデータベースを作成すると同時に、地図上に位置を示すことで、「どこに何があるのか」を示します。位置を示し、歴史文化資産データベースと誰もが容易に照合できるようにして有事に備えるとともに、迅速な初動体制がとれるようにします。また、現地確認の利便性を計るため、紙媒体での台帳整備を行います。まず、指定等文化財のデータベースを作成したのち、現状で把握ができていない未指定文化財のデータベースを作成、随時更新していきます。本方針が防災・防犯に関する方針の根幹となります。

②三者の情報共有

現況の歴史文化資産の状態などを、所有者（管理者）・地域住民・行政で情報を共有する場を提案し、自治会や消防団などの自主防災活動と連携した取り組みの推進を図ります。

③災害史や地形ごとの災害リスクの普及啓発

発掘調査を行った場所では、土の堆積状況や細かな地形の起伏を把握しています。文化財担当者が持つそのような情報をもとに、職員や市民向けに自分たちの住んでいる土地の成り立ちや災害リスクを説明することで、防災・減災の知識の共有を図ります。

④大雨・台風被害への対策

災害リスクの高い場所にある指定等文化財のうち、保管場所を移せるものは、所有者や管理者と協議の上、災害リスクの少ない場所に移動させ、保管するようにします。

⑤地震対策

前節であげたとおり、市南部の震度は6強、それ以外は震度6弱が想定されていることから、国指定文化財（建造物）については耐震診断の受診を促し、早急に耐震化が必要なものについては、支援を含めた対策を、所有者（管理者）と共に検討します。様々な要因によって耐震化ができないものについては、避難経路図や緊急時連絡網を作成します。

⑥火災対策

指定文化財（建造物）については、消防法に基づく自動火災報知設備の設置・整備を進め、経費支援を継続します。また、地域住民の協力のもと、文化財防火デーなどの定期的な消防訓練を実施するなど、地域の自主防災意識の向上を図ります。

また、文化庁により定められた「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、

「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」及び、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」に基づき、文化財や文化財収蔵施設の点検を行い、今後の防火対策に取り組みます。

⑦盗難・損傷等

行政および所有者だけでなく地域住民が協力して、緊急時の連絡体制を整え、対応方法を確認するなど、防犯体制を構築する必要があります。また、日常的な見回りの実施など、歴史文化資産の変化や異常にすぐに気付く体制を整えます。

⑧災害発生時の応急措置、復旧対応の検討

災害が発生してしまった場合の対応方法を、大規模災害後の復旧対応を経験した自治体の手法を参考に、初動体制から復旧対応を含めた基本的な方針を示します。

第5節 歴史文化資産の防災・防犯に関する措置

方針でも挙げたとおり、最初に取り組むべきことは、平時から市内の歴史文化資産の把握に取り組むことです。第4節の冒頭でも述べたとおり、市内各所に所在する歴史文化資産の把握こそが、防災・防犯対応の第一歩となります。所在把握が有事に際しての初動の遅速や、その後の復旧対応に差が生じることは、これまでの被災自治体の文化財担当者の経験談からも明らかです。

次に、各歴史文化資産が抱える災害等のリスクを可視化するために、各種ハザードマップと、これまでに把握した歴史文化資産の位置図を重ね、歴史文化資産ハザードマップを作成します。これにより、歴史文化資産ごとの災害・犯罪リスクを可視化し、災害や犯罪への対策の基礎資料とします。加えて、発掘調査等で知りえた微地形や土層堆積状況をもとに、地域の成り立ちや考えられる災害リスクを、文化財担当者の視点で普及啓発を行います。それらの知識を、歴史文化資産の所有者（管理者）、地域住民などと共有し、地域の防災・防犯意識の向上と、さらなる防災・防犯知識の習得につなげます。その際に重要なポイントは、住民が“行政に言われたから行う”という意識ではなく、住民自らが“地域の文化財は地域住民みんなで守らなければならない”という当事者としての意識を持ってもらえるような普及啓発活動を随時行います。

また、各種災害等に応じたマニュアルを作成・公表するとともに、被災時における所有者（管理者）や地域住民、所轄の警察署や消防署等の関係機関と連携した取組を推進するための体制を整備します。

併せて、従来の文化財巡視活動や文化財防火デーに伴う防火訓練、指定文化財修理や防災保守点検のための支援なども、引き続き取り組みます。

なお、具体的な措置内容については、第6章に記載します。

第6章 歴史文化資産の保存と活用に関する基本理念・基本方針と措置

第1節 保存・活用に向けた基本理念

これまでの取組は指定等文化財の保存・活用に関わるものが主でした。序章でも述べたとおり、歴史文化資産を取り巻く環境は、社会情勢に伴い大きく変化しています。そのような社会情勢の中で本市の指定等文化財を含めた歴史文化資産を未来へ継承していくためには、市民一人ひとりが歴史文化資産に興味や関心を持ち、現在の歴史文化をつむいでいる当事者として、未来に継承しようとする心づくりや人づくりが重要となります。

また、本市は山梨県で人口が増加している数少ない自治体であることから、甲斐市の住環境は良いとの認識を県内外の人々が感じて、本市に住居を定めていると考えられます。そこで、新しく本市に引っ越してきた人々が“住んでいる場所に誇りや愛着を持つ”ようにするためには、まずは身近な歴史文化を知ってもらう機会を設けることが第一歩だと考えます。加えて、以前から住んでいる人々にも、甲斐市文化協会や公民館活動などの生涯学習・文化活動の推進を通して地元の歴史文化を改めて知ってもらい、『第2次創甲斐教育推進大綱』の示す基本理念「甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくり」の素地とします。

そこで、今後の本市における歴史文化を活かしたまちづくりでは、『第2次甲斐市総合計画』『第2次甲斐市まち・ひと・しごと創生 総合戦略』『第2次創甲斐教育推進大綱』の方針に沿った、以下の基本理念を掲げます。

【基本理念】

**ふるさとの歴史文化を未来につなぐ
心づくりと人づくり**

「心づくり」とは、ふるさとの歴史文化について学ぶことで、地域への誇りと愛着を持ち、将来、地域に参画・貢献していこうとする心持のことを示します。「人づくり」とは、歴史文化を次代に伝えるための人材育成はもちろんのこと、それらを次代に伝えることに共感し、共に活動をしていく“仲間”をつくることを示します。つまり、歴史文化を次代につなげるための下地作りと、協力者や共感者を増やすことが本計画の主要テーマとなります。

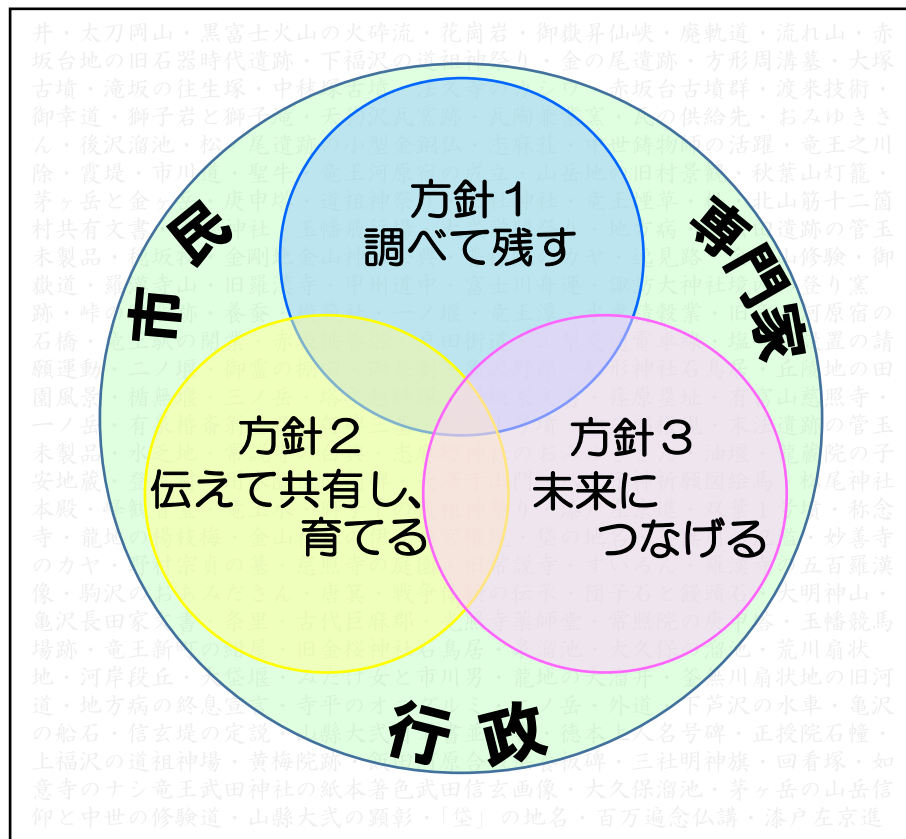


図30 市内歴史文化資産と基本方針の関連図

基本理念「ふるさとの歴史文化を未来につなぐ 心づくりと人づくり」を実行していくためには、図30に示したとおり、「方針1 調べて残す」、「方針2 伝えて共有し、育てる」、「方針3 未来につなげる」の3つの方針に基づいて行う必要があります。また、記録や記憶が薄れかかっている歴史文化資産を未来に残すためには、市民・専門家（文化財保護審議会委員等）・行政の三者が協力し、確実に保存・伝承していく必要があります。

第2節 歴史文化資産の保存・活用の現状と課題

1. 現状

未指定文化財については、必要に応じて調査を行い、記録や目録作成を行っています。調査の結果、特に重要と判断されたものについては、市文化財保護審議会で文化財指定の必要性について審議し、市教育委員会が指定を行っています。なお、県指定文化財や国指定等文化財とするための手続きは、『山梨県文化財保護要覧』に記載があるとおりです（1）。

また、指定等文化財を維持・保存するため、指定等区分（国・県・市）に応じた保存修理事業を行っています。代表的なものに有形文化財（建造物）の防災保守点検事業や、無形民俗文化財の伝承及び保存維持管理事業があります。これらは基本的に所有者や管理者が行いますが、指定等区分や事業内容に応じた補助制度を活用して行っているものがほとんどです。ただし、補助制度については活用できるものとそうでないものがあるため、指定等文化財に関する事業であれば全

第6章 歴史文化資産の保存と活用に関する基本理念・基本方針と措置

て補助制度が活用できるというわけではありません。

防災に関しては、指定等文化財に対して甲府地区広域行政事務組合消防本部及び峡北広域行政事務組合消防本部が立入検査を実施しています。主に有形文化財の建造物と、その中に安置されている美術工芸品に対して、適切な防火体制が整備されているか等の確認をしています。また、国指定重要文化財の光照寺薬師堂においては、毎年文化財防火デーの前後に消防本部が主催となり、消防団や地元住民が参加して放水訓練等が行われています。

活用は、歴史文化資産の価値や魅力を多くの人々に伝え、広く社会に理解をしてもらうために、さまざまな取り組みを行っています。歴史文化資産のある場所（遺跡等）での説明や、テーマごとに外部講師を招いての歴史講座、学校や自治会等からの依頼によって講師派遣を行っています。中でも講師派遣が最も多く、小学生から一般の方向けの「信玄堤」解説、各自治会の「地元の歴史の話」など、要望に応じたテーマで通年行っています。

他に、市ホームページへの掲載や指定等文化財説明板設置はもちろんですが、適宜文化財パンフレットや歴史文化資産に関する年報、埋蔵文化財発掘調査報告書の作成を行っています。

(1)『山梨県文化財保護要覧』(令和4年1月) p 3～6



光照寺 文化財防火デー
消防団による水利・器具使用説明



歴史講座（信玄堤）

2. 課題

本市では、歴史文化資産の保存・活用を行っているものの、すべての歴史文化資産について保存・活用が実行できている状態ではありません。そのため、基本理念「ふるさとの歴史文化を未来につなぐ 心づくりと人づくり」を達成するためには多くの課題があります。以上のことから、基本理念を達成するための課題として、(1)「方針1：調べて残す」に関する課題、(2)「方針2：伝えて共有し、育てる」に関する課題、(3)「方針3：未来につなげる」に関する課題の3つに整理し、以下に列举します。

(1)「方針1：調べて残す」に関する課題

①調査研究に関する課題

- ・これまで調査対象となっていた歴史文化資産が特定の分野に偏っており、古い建築様式で建てられた民家などの建造物、無形文化財や有形民俗文化財などの文化財の把握調査ができていない
- ・統一された調査基準による調査が行われておらず、調査内容にばらつきが生じている
- ・図書館や公民館などの関連部局と連携した歴史文化資産の調査が行われていない

②保存・維持管理・伝承に関する課題

- ・指定等文化財の所在及び状態確認を定期的の実施できていない
- ・歴史文化資産データベースが未構築であるため、どこにどのような歴史文化資産が存在するのかが不明瞭である
- ・人口減などの社会情勢の変化により、歴史文化資産が散逸や滅失の危機に瀕している
- ・人口減や高齢化などにより、歴史文化資産の後継者が不足している
- ・合併以前の旧町史誌の一部は刊行から50年以上経過しており、歴史文化に関する情報が現在とは大きく乖離している

(2)「方針2：伝えて共有し、育てる」に関する課題

①情報発信に関する課題

- ・市ウェブサイトや既存の歴史文化資産冊子の公開情報が、指定等文化財に偏っている
- ・指定等文化財を通覧できる冊子などが未作成である

②活用に関する課題

- ・文化財係単独の歴史講座等の活用事業が主であり、図書館・公民館講座や庁内他部局等との連携が不足している
- ・歴史講座や教育普及活動の対象が限定的又は恒常化しているため、歴史文化資産に興味を持つ人々の裾野が広がりにくい

③人材育成に関する課題

- ・地域の歴史文化資産を市民と共に調査する体制が未確立である
- ・児童生徒や子育て世代など、将来は地域の歴史文化資産を次世代に伝えてほしい世代に対しての人材の確保と育成方法が未確立である

(3)「方針3：未来につなげる」に関する課題

①体制整備に関する課題

- ・文化財担当課の専門職員が少なく、発掘調査等で長期間調査に従事している期間は、歴史文化資産の保存・活用に対して対応が遅れる。又は対応ができない

第6章 歴史文化資産の保存と活用に関する基本理念・基本方針と措置

- ・現在、庁内において専門職として採用された職員（管理職を含む）は、考古学専攻3名、文献史学専攻1名である。したがって、年齢や専攻なども考慮した計画的な専門職員採用が必要である
- ・市民、歴史文化資産所有者（管理者）、専門家、行政の連携が不足しているため、どのような体制を整備すれば歴史文化資産の保護に繋がるのかがわからない
- ・庁内の歴史文化資産への理解が十分ではない

②防災・防犯に関する課題

- ・歴史文化資産が立地する場所の災害リスクの把握ができていない
- ・災害発生時の対応がマニュアル化されていないため、初動対応に遅れが生じる
- ・歴史文化資産の定期的な巡視は、国・県指定文化財でしか行われていないため、市指定文化財等でも定期的な巡視が必要

③拠点施設に関する課題

- ・歴史文化資産の調査研究、保存管理、教育普及、活用が一か所で行える拠点施設がない

拠点施設について

これまでの埋蔵文化財調査で出土した土器などの大量の遺物、調査で作成した図面類、収集や寄付された民具・古文書、調査のために必要な専門書などは、それぞれ分散して各施設に保管してあります（第1章第4節参照）。展示施設である双葉歴史民俗資料館は建設から50年以上が経過し、現在の耐震基準を満たしておらず、施設の性格上職員は常駐していません。また、調査研究する敷島文化財整理室は保管庫も兼ねているため年々手狭となり、かつ庁舎から離れた場所にあることから、職員が調査研究に携わる時間が限られています。

このように、本市は調査研究・保存管理・教育普及・活用ごとに独立して運営している状況となっているため、「調査結果をもとに展示・活用を行いたい」と思った時にすぐに使用できる場所がなく、「民具や土器の保管場所が手狭」なため、別の市所有施設にさらに分散して保管するなど、調査研究・保存管理・教育普及・活用に一貫性がありません。結果的に市民は地元の歴史文化資産のごく一部に触れるだけの機会となっています。

そこで、これらを一つの場所で連携して行える拠点施設を整備し、本市の歴史文化資産を一元的に管理する施設の検討が最大の課題と捉えています。調査研究はもちろんのこと、歴史文化資産の適切な保管場所としての機能、展示や学習が行える機能を拠点施設に設け、「調査」、「保存管理」、「教育普及」、「活用」の全てが一か所で行うことができれば、現状よりも市民が歴史文化資産に触れる機会が増えることは確実です。歴史文化に触れる人の数を増やすことで、それらを未来に伝えようとする市民を増やし、人材を育成します。やがて、甲斐市で学び育つ子どもや大人が、甲斐市を『ふるさと』として育てていく『人づくり』の場になることを想定しています。

第3節 歴史文化資産の保存・活用の基本方針

上記の課題を解決し、基本理念「ふるさとの歴史文化を未来につなぐ 心づくりと人づくり」を実現するために以下の基本方針を定めます。方針は相互に連動しているもので、優先順位を示すものではありません。

方針1：調べて残す（調査研究・保存・維持管理・伝承）

これまで様々な調査が行われていますが、それらは甲斐市のほんの一握りの事象を扱っただけに過ぎません。また、価値づけが明確でない未指定文化財も多数存在することから、市民・専門家・行政などがスクラムを組み、計画的な調査で市の歴史文化を調査研究していきます。

1-1 歴史文化を未来に残すための計画的・継続的な調査研究

一部調査や未調査となっている建造物（主に建築物）や無形文化財、有形民俗文化財などの把握調査を行います。把握調査を統一された調査基準で、偏りなく、計画的・継続的に行うことは、歴史文化資産を未来へつなげるための基礎資料収集となります。歴史文化資産の把握は、今後の対応方法や指定等文化財の新規指定（登録）を含め、全ての方針の根幹となる部分です。なお、調査にあたっては、連携が可能な分野であれば図書館や公民館などの関連部局と連携し、把握調査を効率的に行います。

1-2 保存・維持管理・伝承の仕組みや支援方法を整える

方針1-1で把握した歴史文化資産をデータベース化し、全ての指定等文化財の所在及び状態確認ができる体制をつくり、確実に次代に伝えられる体制を構築します。また、人口減などの社会情勢の変化によって歴史文化資産は後継者不足、散逸等の危機に瀕しているため、市民（所有者等含む）・専門家・行政の三者で話し合い、保存・維持管理・伝承のための手立てや支援方法を整えます。加えて、現在までに把握できた歴史文化資産の情報を反映した『甲斐市史』の編纂を検討します。

方針2：伝えて共有し、育てる（情報発信・活用・人材育成）

ふるさに誇りと愛着を持てるような情報を発信し、そのような情報に触れる機会を多く設けることで、市の歴史文化資産を幅広い世代へと伝えます。また、「地元の歴史文化を次代に残したい」と考える市民を増やすことで、歴史文化を次代に伝える人材を育成します。

2-1 様々な手法で甲斐市の歴史文化を情報発信する

市ウェブサイト等でこれまで行ってきた指定等文化財に関する情報発信のほか、様々な歴史文化資産があることを発信します。併せて、指定等文化財が通覧できる冊子等の作成を行い、最新情報を発信します。

2-2 関連部局と連携した歴史文化資産の活用

図書館・公民館や他部局と連携した活用事業を行います。また、これまで歴史文化にあまり興味がなかった世代に対しても、歴史文化に関心を持ってもらえるような時代別、テーマ別の教育普及活動を行います。

2-3 歴史文化を次世代につなぐ人づくりの方法を整える

歴史文化に触れるだけでなく、「自ら調査を行いたい」という、歴史文化資産に深い関心を持った人材を講座やワークショップを通じて発掘・育成し、専門家や行政と共に調査が行える人材を育てます。また、歴史文化資産を活かしたふろさと学習などを通じて、ジュニアリーダーなどの若い世代が歴史文化と接する機会を多くつくることで、歴史文化を次世代につないでくれる人材を育成します。

方針3：未来につなげる（体制整備、防災・防犯への備え、拠点施設の整備）

現在、方針1・2を計画的に実行するためのマンパワーが不足しています。そこで、計画的な専門職員採用や、方針2によって発掘した育成した人材と共に調査・活用などができる体制を整備し、防災・防犯への備えも行います。また、これまでは各所で行ってきた調査研究・保存管理・教育普及・活用が一か所で行える拠点施設の整備を関係各所と共に検討します。

3-1 歴史文化資産保護の体制整備

現在の体制では、本計画を実行するには人員が不足しているため、計画的な専門職員採用などを行い、歴史文化資産を未来につなげるため主軸となる市の歴史文化資産保護体制を整備します。同時に、市民・歴史文化資産所有者（管理者）・専門家・行政が連携した歴史文化資産保護の体制確立に向けた検討会を開催します。

3-2 防災・防犯への備え

歴史文化資産の災害リスクを把握した上で、有事の際の初動体制、被災時のマニュアル等を文化庁のガイドラインや甲斐市地域防災計画等に沿って作成し、市民と共に歴史文化資産を災害等から守る体制をつくります。また、防犯においては、市指定文化財の定期的で持続可能な巡視体制の検討と整備を市民と共にを行います。

3-3 歴史文化資産拠点施設の整備の検討

調査研究・保存管理・教育普及・活用など、歴史文化資産に関することが一か所で行える拠点施設の整備を、庁内関係各所と共に検討します。

第4節 歴史文化資産の保存・活用に関する措置

第3節までに述べました保存・活用に関する課題と基本方針をもとに、計画期間中は基本理念である「ふるさとの歴史文化を未来につなぐ 心づくりと人づくり」の実現に向けた措置（事業）に取り組みます。

本計画の計画期間は、序章第4節で述べたとおり、令和5年度（2023）から令和12年度（2030）の8年間です。表13～20は今後取り組むべき措置一覧で、措置ごとに前期（令和5年度から令和7年度までの3年間）、中期（令和8年度から令和9年度までの2年間）、後期（令和10年度から令和12年度までの3年間）の事業計画期間を設定しました。

措置を行うための財源は、市費・県費のほか、文化庁の各種補助金や地方創生推進交付金等の国費を積極的に活用する予定です。しかし、本市の厳しい財政状況の中、新たな予算措置を講じて新規事業を実施することは非常に難しい状況です。そこで、措置の事業計画期間のうち短期計画期間は、新たな予算措置の必要がない、本計画認定前から断続的に調査を実施している措置から優先的に取り組むこととします。中期・長期の計画期間については、財政状況を見極めつつ、市関連部局等との十分な調整のもとに実施することとします。

取組主体のうち、「行政」は本市の文化財部局と関連部局、山梨県、近隣自治体等も含めた広域行政に区分します。「市民」は本市に居住している方や在勤者を示し、文化財所有者（管理者）や自治会、歴史文化資産に興味がある個人や団体も含みます。「専門家」は市文化財保護審議会委員や研究機関等に籍を置く研究者、樹木医など、学術的な専門知識を有する方を指します。

第6章 歴史文化資産の保存と活用に関する基本理念・基本方針と措置

(1) 方針1：調べて残す（調査研究・保存・維持管理・伝承）

①方針1-1：歴史文化を未来に残すための計画的・継続的な調査研究

市内の歴史文化資産を適切に守るための基礎調査となります。得られた調査情報をもとに、様々な措置を実施することになるため、「心づくり」「人づくり」を行うために最も重要な、本計画の根幹をなす措置です。

表 13 方針1-1の措置

番号	事業名	事業内容	財源	取組主体	事業計画期間		
					前期	中期	後期
1	歴史文化資産把握調査の継続	本計画作成にあたり行った把握調査の追加調査や、調査ができなかった歴史文化資産の把握調査を継続し、歴史文化資産のデータベース構築のための基礎資料とする。	市費	行政（文） 市民			
2	市内埋蔵文化財調査	市内に所在する埋蔵文化財の調査を実施、情報の把握と整理に努める。	国補 県補 市費	行政（文）			
3	地域資料収集の関連部局との連携	散逸すると収集が困難となる郷土に関する様々な資料収集を、図書館や公民館などと連携して取り組む。収集資料はデータベース化を行う。	市費	行政（文） 行政（関） 市民			
4	文化財保護法令に基づく指定等の推進	法令に基づく指定や登録制度を活かした保護や指定基準の見直しを、文化財保護審議委員と共に適切に推進する。	市費	行政（文） 専門家			

※取組主体は、最上段が主として取り組む主体。以下は協力して取り組む主体。

行政（文）は文化財部局、行政（関）は庁内関連部局・山梨県・近隣市町村を示します。

市民は住民・歴史文化資産所有者（管理者）・本計画の協議会委員を含み、専門家は市文化財保護審議委員などを示します。

②方針1-2：保存・維持管理・伝承の仕組みや支援方法を整える

データベース作成や指定等文化財保存事業のほか、市民や庁内関係部局と連携し、歴史文化資産を適切に守るための措置です。

表 14 方針1-2の措置

番号	事業名	事業内容	財源	取組主体	事業計画期間		
					前期	中期	後期
5	指定等文化財の状況確認調査	指定等文化財の状況確認を行い、状態や今後の修理等の予定を指定文化財台帳に記録する。また、次世代への継承に向けた課題等を整理する。	市費	行政（文） 専門家 市民			
6	歴史文化資産データベースの作成・更新	方針1-1で行った歴史文化資産把握調査の調査情報を、類型ごとに整理した台帳及び位置図を作成し、定期的に更新する。	市費	行政（文）			
7	指定等文化財保存事業	指定等文化財の修理などを支援し、適切な保護を図り、将来に継承する。	国補 県補 市費	行政（文） 行政（関） 市民			

第6章 歴史文化資産の保存と活用に関する基本理念・基本方針と措置

番号	事業名	事業内容	財源	取組主体	事業計画期間		
					前期	中期	後期
8	散逸等の危機に瀕している歴史文化資産の保護体制の構築	人口減などの社会情勢の変化によって散逸等の危機に瀕している歴史文化資産をどのように次世代に伝えるか、その保護体制を市民と共に検討し、構築する。	市費	行政（文） 行政（関） 専門家			
9	歴史文化資産の保存・伝承を行う団体への後継者育成支援体制を検討し、構築する	指定等文化財継承の後継者育成方法を市民（所有者等含む）・専門家・行政の三者で検討会を開催し、後継者育成支援体制を構築する。	市費	行政（文） 行政（関） 市民 専門家			
10	将来の『甲斐市史』編纂に向けた検討会の開催	合併以前の旧町史誌の一部は刊行から50年以上経過しており、歴史文化に関する情報が現在とは大きく乖離している。方針1-1で把握した最新の歴史文化資産情報をデータベース化した上で、将来の市史編纂に向けた検討会を開催する。	市費	行政（文） 専門家 行政（関）			

※取組主体は、最上段が主として取り組む主体。以下は協力して取り組む主体。

行政（文）は文化財部局、行政（関）は庁内関連部局・山梨県・近隣市町村を示します。

市民は住民・歴史文化資産所有者（管理者）・本計画の協議会委員を含み、専門家は市文化財保護審議委員などを示します。

（２）方針２：伝えて共有し、育てる（情報発信・活用・人材育成）

①方針２-１：様々な手法、場所で甲斐市の歴史文化を情報発信する

「心づくり」「人づくり」のため、歴史文化資産の公開・活用や歴史文化資産ハンドブックの作成など、様々な手法で市民が歴史文化に触れる機会を創出します。

表 15 方針２-１の措置

番号	事業名	事業内容	財源	取組主体	事業計画期間		
					前期	中期	後期
11	地域計画の周知・広報事業	地域計画の周知・広報を推進し、計画に対する市民の理解を深め活動主体間の連携を推進する。	市費	行政（文）			
12	歴史文化資産の情報発信と市ウェブサイト掲載内容の充実	情報発信の手法、市ウェブサイトの構成・内容を見直すほか、適宜説明板や案内板の設置をする。	国補 県補 市費	行政（文）			
13	歴史文化資産ハンドブック（冊子等）の作成	歴史文化資産の内容や魅力を解説したハンドブック（冊子）を作成し、講座テキストとしての活用をはじめ、見学者向けのガイドブックとしても使用する。	国補 市費	行政（文） 専門家			

※取組主体は、最上段が主として取り組む主体。以下は協力して取り組む主体。

行政（文）は文化財部局、行政（関）は庁内関連部局・山梨県・近隣市町村を示します。

市民は住民・歴史文化資産所有者（管理者）・本計画の協議会委員を含み、専門家は市文化財保護審議委員などを示します。

第6章 歴史文化資産の保存と活用に関する基本理念・基本方針と措置

②方針2-2：関連部局と連携した歴史文化の活用

図書館・公民館や他部局と連携した活用事業を行います。

表 16 方針2-2の措置

番号	事業名	事業内容	財源	取組主体	事業計画期間		
					前期	中期	後期
14	歴史文化講座の開講	歴史講座を歴史文化講座と改称し、継続的に市民等が時代別・テーマ別の歴史文化に触れる機会を創出する。	市費	行政（文）			
15	歴史文化資産学習の関連部局との連携	公民館・図書館などと連携し、時代別・テーマ別の歴史文化の学習機会を現在よりも多く創出する。	市費	行政（関） 行政（文）			
16	歴史文化資産を活かしたふろさと学習	児童生徒・教職員や自治会等への出前授業や出前講座を実施し、幅広い年代が歴史文化に触れる機会を設ける。	市費	行政（文） 行政（関）			
17	ジュニアリーダー、シニアリーダーとの連携	ジュニアリーダー及びシニアリーダーが、歴史文化に触れる体験会や研修を行い連携を深める。	市費	行政（文） 行政（関）			

※取組主体は、最上段が主として取り組む主体。以下は協力して取り組む主体。

行政（文）は文化財部局、行政（関）は庁内関連部局・山梨県・近隣市町村を示します。

市民は住民・歴史文化資産所有者（管理者）・本計画の協議会委員を含み、専門家は市文化財保護審議委員などを示します。

③方針2-3：調査研究や活用を共に行える人材の育成方法を整える

多岐にわたる歴史文化資産の調査を、行政と共に行うことができる人材の発掘・育成する仕組みを整えます。

表 17 方針2-3の措置

番号	事業名	事業内容	財源	取組主体	事業計画期間		
					前期	中期	後期
18	歴史文化資産の調査を行える人材の発掘・育成	歴史文化講座やワークショップなどを利用し、歴史文化資産の調査に深い関心のある人材を発掘し、専門知識を有する人材を育成する。	市費	行政（文） 専門家			
19	歴史文化資産の案内や説明ができる人材の育成	一定レベルの専門知識を有する人材のなかで、次世代に地域の歴史を語り継ぐことができる人材を育成する。	市費	行政（文）			
20	歴史文化に興味関心のある若年世代の発掘・育成	方針2-2で連携したジュニアリーダー等を端緒に、歴史文化に興味関心のある若年世代の発掘を行う。その中で、より深く歴史文化に興味関心がある人達に対しては、次世代に歴史文化を語り継ぐことができるような人材として育成する。	市費	行政（文） 行政（関） 専門家			

※取組主体は、最上段が主として取り組む主体。以下は協力して取り組む主体。

行政（文）は文化財部局、行政（関）は庁内関連部局・山梨県・近隣市町村を示します。

市民は住民・歴史文化資産所有者（管理者）・本計画の協議会委員を含み、専門家は市文化財保護審議委員などを示します。

(3) 方針3：未来につなげる（体制整備、防災・防犯への備え、拠点施設の整備）

①方針3-1：歴史文化資産保護の体制整備

歴史文化資産を未来につなげるため、専門職員の増員や文化財保護審議会委員の定数増員を推進し、市民と共に保存・活用が行える体制整備を行います。

表 18 方針3-1の措置

番号	事業名	事業内容	財源	取組主体	事業計画期間		
					前期	中期	後期
21	専門職員の計画的な増員	考古学専攻以外に、民俗学・文献史学などの専門職員の計画的な採用を行い、保存・活用体制の増強を行う。	市費	行政（関） 行政（文）			
22	文化財保護審議会委員定数の増員	委員の専門分野外の事柄も扱うことが増えたため、条例を改正して定数を増員し、すぐに相談できる体制を整える。	市費	行政（文） 行政（関）			
23	市民と協働で行う歴史文化資産の保護体制の検討	市民・所有者等・行政・専門家が連携した、持続可能な歴史文化資産保護体制の検討会を開催する。	市費	市民 行政（文） 専門家			
24	市職員への歴史文化資産研修、庁内連携強化	市内にある歴史文化資産について庁内理解が不足しているため、職員への普及啓発活動を行い、全庁をあげての保存・活用体制への布石とする。	市費	行政（文）			

※取組主体は、最上段が主として取り組む主体。以下は協力して取り組む主体。

行政（文）は文化財部局、行政（関）は庁内関連部局・山梨県・近隣市町村を示します。

市民は住民・歴史文化資産所有者（管理者）・本計画の協議会委員を含み、専門家は市文化財保護審議会委員などを示します。

②方針3-2：防災・防犯への備え

方針1-1で把握した歴史文化資産を、どのような方法で災害に備えるのか。すでに行っている防災・防犯措置以外に、守り、伝えるために必要な手立てを推進します。

表 19 方針3-2の措置

番号	事業名	事業内容	財源	取組主体	事業計画期間		
					前期	中期	後期
25	歴史文化資産ハザードマップの作成	市ハザードマップと歴史文化資産の位置図を重ね、歴史文化資産ハザードマップを作成し、自治会や消防署と共有する。	市費	行政（文）			
26	防災・防犯の体制及びマニュアルの整備	災害等から歴史文化資産を守るための体制維持・整備と、国や県と連携した防災・防犯マニュアルを整備する。	国補 県補 市費	行政（文） 行政（関） 市民 専門家			
27	市民参加による防災訓練の実施	文化財防火デーの防災訓練等を今後も継続して実施し、防災意識の啓発を図る。	市費	行政（文） 行政（関） 市民			
28	歴史文化資産パトロール体制の構築	指定等文化財以外にも、定期的な巡視を行うためのパトロール体制を検討し、構築する。	市費	行政（文） 市民			

※取組主体は、最上段が主として取り組む主体。以下は協力して取り組む主体。

行政（文）は文化財部局、行政（関）は庁内関連部局・山梨県・近隣市町村を示します。

市民は住民・歴史文化資産所有者（管理者）・本計画の協議会委員を含み、専門家は市文化財保護審議会委員などを示します。

第6章 歴史文化資産の保存と活用に関する基本理念・基本方針と措置

③方針３－３：歴史文化資産拠点施設の整備の検討

調査・保存・活用が一元的に行える歴史文化資産拠点施設の整備を、庁内関連部局と共に検討します。

表 20 方針３－３の措置

番号	事業名	事業内容	財源	取組主体	事業計画期間		
					前期	中期	後期
29	歴史文化資産拠点施設の整備	調査研究・保存管理・教育普及の全てが一元的に行える拠点施設の整備を検討する	国補 市費	行政（文） 行政（関）			

※取組主体は、最上段が主として取り組む主体。以下は協力して取り組む主体。

行政（文）は文化財部局、行政（関）は庁内関連部局・山梨県・近隣市町村を示します。

市民は住民・歴史文化資産所有者（管理者）・本計画の協議会委員を含み、専門家は市文化財保護審議委員などを示します。

第7章 歴史文化資産の保存・活用の推進体制

第1節 推進体制

本市において歴史文化資産の保存・活用を主管するのは甲斐市教育委員会 生涯学習文化課です。そのうち、文化財係員は4人で構成されており、内訳は事務職1人、専門職2人、会計年度任用職員1人です。専門職は考古学専攻ですが、埋蔵文化財をはじめ、有形文化財、無形文化財、民俗文化財など、職務上すべての歴史文化資産を扱っています。また、文化財保護法第190条に基づき、甲斐市文化財保護審議会を設置し、文化財の適切な保存・維持管理・調査が行われているか等、種々の歴史文化資産に対する助言をいただいています。ほかに、庁内関連部局や関連機関とも必要に応じて調整・相談・協力を行い、文化財保護行政にあたっています。今後は図31に示したとおり、甲斐市文化財保存活用地域計画協議会を中心に、市民・専門家・行政の連携を強化し、歴史文化資産の保存・活用を推進していきます。

表21 歴史文化資産の保存活用に関する本市の推進体制（1/2）

甲 斐 市	※令和4年8月時点
教育委員会教育部 生涯学習文化課 課長：1人（学芸員資格を有する（歴史学専攻）） ◎文化財係 業務内容：歴史文化資産に関する業務全般 係 員：4人（うち学芸員資格を有し、文化財を専門とする正規職員2人（考古学専攻）） 生涯学習係 業務内容：社会教育振興、生涯学習事業、公民館事業など 係 員：25名（再任用職員、会計年度任用職員を含む）	
庁内関連部局 ・総合戦略部 経営戦略課：総合計画、総合戦略、広聴広報など ・生活環境部 市民活動支援課：自治会活動など ・同 上 環境課：環境基本計画、自然・鳥獣保護など ・福祉部 長寿推進課：社会福祉協議会など ・産業振興部 商工観光課：日本遺産、観光振興など ・同 上 農林振興課：中山間地域の振興施策、ため池など ・都市建設部 建設課：河川、水路の維持管理など ・同 上 都市計画課：景観計画、都市計画マスタープランなど ・防災危機管理監 防災危機管理課：防災・防犯、地域防災計画、国土強靱化地域計画など ・教育委員会教育部 教育総務課：創甲斐教育（教育振興基本計画）など ・教育委員会教育部 学校教育課：教育研究など ・教育委員会教育部 図書館：図書館資料の選定と管理、郷土資料収集など	

第7章 歴史文化資産の保存・活用の推進体制

表 21 歴史文化資産の保存活用に関する本市の推進体制（2/2）

甲斐市文化財保護審議会	
審議事項	甲斐市の文化財の調査、保存および活用に関する重要事項
会長	坂本 美夫（有形文化財・考古資料・史跡／元山梨県埋蔵文化財センター）
職務代理者	新津 健（有形文化財・歴史資料・名勝／元山梨県埋蔵文化財センター）
委員	鈴木麻里子（有形文化財・彫刻・工芸／元恵林寺宝物館学芸員）※令和3年度まで 畑 大介（有形文化財・歴史資料・文化財保存修復／山梨文化財研究所） 蘆原 桂（天然記念物／山梨県植物研究会） 丸尾 依子（民俗文化財／山梨県立博物館学芸員）※令和4年度から
甲斐市文化財保存活用地域計画協議会	
※序章 表2を参照	
関連機関	
○文化庁、山梨県、昇仙峡地域活性化推進協議会（日本遺産）、隣接自治体（甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、中巨摩郡昭和町） ○甲府地区広域行政事務組合消防本部、峡北広域行政事務組合 ○山梨県立博物館、山梨県立考古博物館、山梨県埋蔵文化財センター ○山梨郷土研究会、山梨県考古学協会 ○甲斐市商工会、NPO 法人つなぐ ○甲斐市自治会連合会、各自治会いきいきサロン	

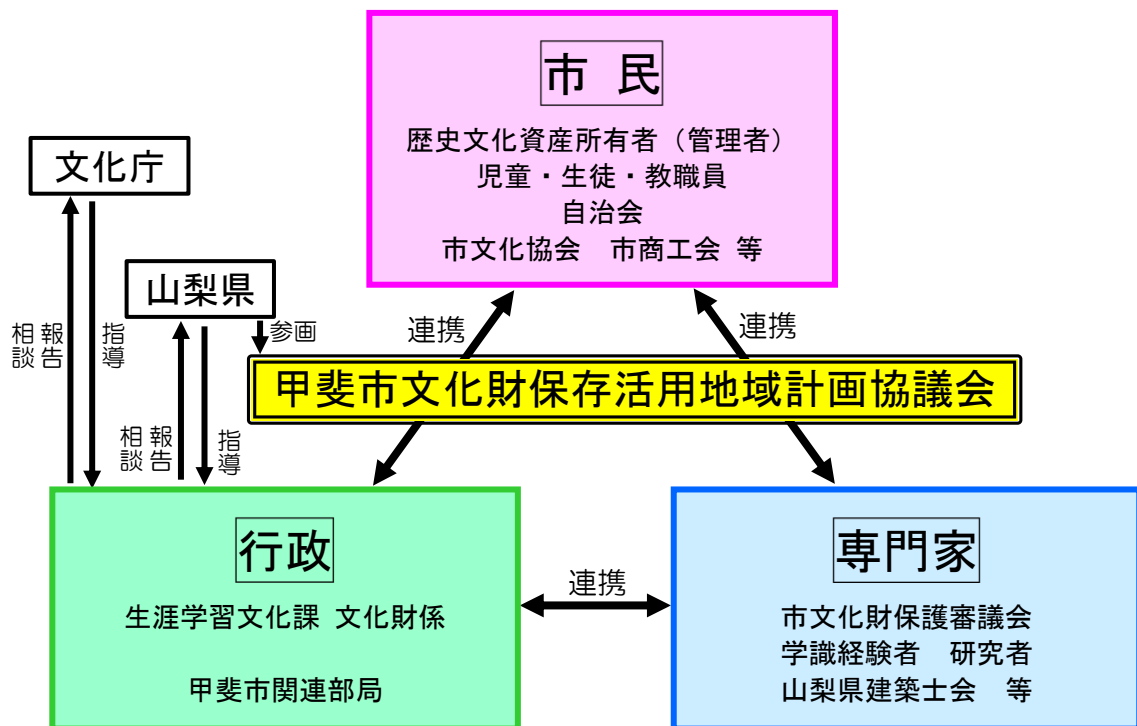


図 31 歴史文化資産の保存・活用推進体制

第2節 市民・専門家・行政の役割

本計画の推進及び実現には、図 31 であげた市民・専門家・行政の連携が非常に重要です。その連携の要となる組織が甲斐市文化財保存活用地域計画協議会です。それぞれが下記に記した役割を認識しながら一体となって、歴史文化資産の保存・活用を推進します。

表 22 各主体の役割

区 分	役 割
市 民	誰もが過去から現在、未来へと歴史文化をつないでいる主体者であることを認識し、自らが住む地域の歴史文化資産を適切に守っていく。
専 門 家	各分野の専門知識を根拠に、適切に歴史文化資産の保存・活用ができているか等の助言や指導を行うと共に、行政が行う調査・研究と連携しながら実施する。
行 政	本計画の取組について、市民・専門家や関連部局との連携・調整を行い、保存・活用を推し進める。

第3節 計画の進捗管理と自己評価の方法

歴史文化資産の適切な保存・活用は、一時的な事業としてではなく、未来につなげるという性格上、継続的に取り組む必要があります。事業の進捗管理はチェックシートなどを作成し、現状確認、課題等を把握した上で、定期的に課内及び市文化財保護審議会で評価し、結果を広く公開するものとします。同時に、市民（所有者、管理者等）とも定期的な連絡をとり、市民・専門家・行政の3者によって保存・活用が図られていることを共通認識するようにします。

自己評価の方法は、目標数値を示す方法が最も一般的な方法です。しかし、歴史文化資産に関する事業で目標数値を示すことは、必ずしも社会的な成果について評価しきれるものではありません。そこで、数値目標を示すことができる教育普及事業などについては数値で達成目標を示し、数値目標を示すことが難しい保存維持管理事業などは、計画期間に応じた目標設定を行い、適切な保存維持管理ができているかを定期的に確認することとします。また、計画期間の変更の必要が生じた場合は、課内及び市文化財保護審議会などと協議の上、適切な対応に努めることとします。

